

令和 7 年 11 月 28 日 開 会

令和 7 年 12 月 19 日 閉 会

令和 7 年第 4 回 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

山 県 市 議 会

11月28日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	6
○欠席議員	6
○説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	7
○開　　会（午前10時00分）	8
○日程第1　会議録署名議員の指名について	8
○日程第2　会期の決定について	8
○日程第3　諸般の報告について	8
○日程第4　発議第7号　特別委員会の設置に関する決議について	8
吉田茂広議会運営委員会委員長提案説明	9
○日程第5　質　　疑	9
○日程第6　討　　論	9
○日程第7　採　　決	10
○日程第8　議第93号から日程第16　議第101号まで	10
林市長提案説明	11
○日程第17　質　　疑	12
○日程第18　討　　論	13
3番　吉田昌樹議員反対討論	13
○日程第19　採　　決	14
○日程第20　議第102号から日程第30　議第112号まで	16
林市長提案説明	16
○散　　会（午前10時34分）	19

12月8日（月曜日）第2号

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	22
○出席議員	23

○欠席議員	23
○説明のため出席した者の職氏名	23
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	24
○開 議（午前10時00分）	25
○日程第1 質 疑（議第102号から議第112号まで）	25
○日程第2 委員会付託（議第102号から議第112号まで）	25
○散 会（午前10時02分）	25

12月16日（火曜日）第3号

○議事日程	27
○本日の会議に付した事件	27
○出席議員	27
○欠席議員	27
○説明のため出席した者の職氏名	27
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	28
○開 議（午前10時00分）	29
○日程第1 一般質問	29
1. 12番 清流会・代表質問 吉田茂広議員質問	29
(1) 令和8年度予算編成方針について	29
林市長答弁	31
2. 3番 吉田昌樹議員質問	33
(1) 県立高校におけるタブレット購入費用の全額保護者負担と家庭等への経済的支援について	33
服部教育長答弁	34
正治子育て支援課長答弁	35
吉田昌樹議員質問	35
林市長答弁	36
(2) 「自衛官募集対象者情報」の提供依頼への対応と、小中学生の「職業体験授業」「防災教室」の利用について	36
曾我理事兼総務課長答弁	38
鷺見学校教育課長答弁	38
吉田昌樹議員質問	39

久保田副市長答弁	40
(3) 保育園・小中学校での食物アレルギー対応給食について	41
鷺見学校教育課長答弁	42
正治子育て支援課長答弁	42
○休憩（午前10時51分）	43
○再開（午前11時00分）	43
3. 10番 操 知子議員質問	43
(1) 太陽光パネルの撤去・リサイクルモデル化と放置防止について	43
服部市民環境課長答弁	44
操 知子議員質問	46
服部市民環境課長答弁	47
4. 1番 河合雅俊議員質問	48
(1) 残葉削減について	48
森理事兼健康介護課長答弁	49
河合雅俊議員質問	49
森理事兼健康介護課長答弁	50
5. 11番 山崎 通議員質問	51
(1) 一般質問の取組について	51
久保田副市長答弁	52
6. 6番 奥田真也議員質問	52
(1) 部落差別解消に向けた取り組みについて	52
武藤福祉課長答弁	54
奥田真也議員質問	54
林市長答弁	55
奥田真也議員発言	56
(2) 公共施設について	56
大西生涯学習課長答弁	56
奥田真也議員質問	57
大西生涯学習課長答弁	58
○休憩（午前11時54分）	58
○再開（午後1時00分）	58
奥田真也議員発言	58

(3) 学校貸与タブレットの運用について……………	58
鷺見学校教育課長答弁……………	59
奥田真也議員質問……………	60
鷺見学校教育課長答弁……………	60
7. 5番 田中辰典議員質問……………	61
(1) カーボンマイナスに向けた森林整備について……………	61
福井農林畜産課長答弁……………	62
服部市民環境課長答弁……………	63
林市長答弁……………	64
田中辰典議員質問……………	64
福井農林畜産課長答弁……………	66
服部市民環境課長答弁……………	66
林市長答弁……………	67
8. 7番 寺町祥江議員質問……………	67
(1) 教育ビジョン2025を踏まえた「学校外の学びの体系化」の進捗と今後……………	67
服部教育長答弁……………	68
寺町祥江議員質問……………	69
服部教育長答弁……………	70
(2) 高齢社会対策大綱をふまえた第9期高齢者福祉計画の実効性向上について……………	70
武藤福祉課長答弁……………	72
森理事兼健康介護課長答弁……………	74
寺町祥江議員質問……………	75
武藤福祉課長答弁……………	76
森理事兼健康介護課長答弁……………	77
○散 会（午後2時12分）……………	78
12月17日（水曜日）第4号	
○議事日程……………	79
○本日の会議に付した事件……………	79
○出席議員……………	79
○欠席議員……………	79
○説明のため出席した者の職氏名……………	79

○職務のため出席した事務局職員の職氏名	80
○開 議（午前10時00分）	81
○日程第1 一般質問	81
9. 2番 川島亜也議員質問	81
(1) 市民にわかりやすい情報発信の在り方について	81
曾我理事兼総務課長答弁	82
川島亜也議員質問	83
曾我理事兼総務課長答弁	84
川島亜也議員発言	84
(2) 大門古墳の教育における現状と今後の在り方について	84
鷺見学校教育課長答弁	85
川島亜也議員質問	86
大西生涯学習課長答弁	87
川島亜也議員質問	87
福井農林畜産課長答弁	88
10. 4番 武藤行儀議員質問	89
(1) 山県市地域公共交通計画について	89
宇留野企画財政課長答弁	90
武藤行儀議員質問	92
林市長答弁	93
○休 憩（午前10時44分）	93
○再 開（午前10時58分）	93
11. 13番 武藤孝成議員質問	93
(1) 企業誘致について	93
今井まちづくり・企業支援課長答弁	94
武藤孝成議員質問	95
久保田副市長答弁	95
武藤孝成議員質問	96
林市長答弁	97
(2) 子どもの居場所づくりについて	97
大西生涯学習課長答弁	98
武藤孝成議員質問	98

服部教育長答弁	98
武藤孝成議員質問	99
服部教育長答弁	99
○散 会（午前11時19分）	99

12月19日（金曜日）第5号

○議事日程	101
○本日の会議に付した事件	103
○出席議員	106
○欠席議員	106
○説明のため出席した者の職氏名	106
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	106
○開 議（午前10時00分）	107
○日程第1 議第113号及び日程第2 議第114号	107
林市長提案説明	107
○日程第3 質 疑	109
○日程第4 常任委員会、特別委員会委員長報告	109
○日程第5 委員長報告に対する質疑	110
○日程第6 討 論（議第102号から請願第114号まで）	111
10番 操 知子議員賛成討論	111
○日程第7 採 決（議第102号から請願第114号まで）	111
○閉 会（午前10時21分）	114
○会議録署名者	114

令和7年11月28日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 11月28日（金曜日）

○議事日程 第1号 令和7年11月28日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 発議第7号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第5 質 疑
発議第7号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第6 討 論
発議第7号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第7 採 決
発議第7号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第8 議第93号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第94号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第95号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第96号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第97号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第98号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議第99号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第100号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第101号 令和7年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 質 疑
議第93号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
議第94号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部を改正する条例について

議第 95号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第 96号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第 97号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

議第 98号 令和 7 年度山口市一般会計補正予算（第 4 号）

議第 99号 令和 7 年度山口市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議第100号 令和 7 年度山口市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第101号 令和 7 年度山口市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

討 論

議第 93号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例について

議第 94号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部を改正する条例について

議第 95号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第 96号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第 97号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

議第 98号 令和 7 年度山口市一般会計補正予算（第 4 号）

議第 99号 令和 7 年度山口市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議第100号 令和 7 年度山口市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第101号 令和 7 年度山口市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第19 採 決

議第 93号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例について

議第 94号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部を改正する条例について

議第 95号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第 96号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

	議第 97号	山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 98号	令和 7年度山口市一般会計補正予算（第 4号）
	議第 99号	令和 7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第 3号）
	議第100号	令和 7年度山口市水道事業会計補正予算（第 1号）
	議第101号	令和 7年度山口市下水道事業会計補正予算（第 1号）
日程第20	議第102号	山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第103号	山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第104号	山口市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第105号	山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第24	議第106号	山口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
日程第25	議第107号	山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
日程第26	議第108号	山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第27	議第109号	令和 7年度山口市一般会計補正予算（第 5号）
日程第28	議第110号	令和 7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第 4号）
日程第29	議第111号	令和 7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2号）
日程第30	議第112号	令和 7年度山口市水道事業会計補正予算（第 2号）

○本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	発議第 7号 特別委員会の設置に関する決議について
日程第 5	質 疑
	発議第 7号 特別委員会の設置に関する決議について
日程第 6	討 論
	発議第 7号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第7	採 決	
	発議第7号	特別委員会の設置に関する決議について
日程第8	議第93号	山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議第94号	山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議第95号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議第96号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議第97号	山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議第98号	令和7年度山口市一般会計補正予算（第4号）
日程第14	議第99号	令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議第100号	令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16	議第101号	令和7年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第17	質 疑	
	議第93号	山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第94号	山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第95号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第96号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第97号	山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議第98号	令和7年度山口市一般会計補正予算（第4号）
	議第99号	令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議第100号	令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第101号	令和7年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）
	討 論	
	議第93号	山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

	議第 94号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 95号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 96号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 97号	山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 98号	令和 7 年度山県市一般会計補正予算（第 4 号）
	議第 99号	令和 7 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
	議第100号	令和 7 年度山県市水道事業会計補正予算（第 1 号）
	議第101号	令和 7 年度山県市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第19	採 決	
	議第 93号	山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 94号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 95号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 96号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 97号	山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 98号	令和 7 年度山県市一般会計補正予算（第 4 号）
	議第 99号	令和 7 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
	議第100号	令和 7 年度山県市水道事業会計補正予算（第 1 号）
	議第101号	令和 7 年度山県市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第20	議第102号	山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第103号	山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第104号	山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第105号	山県市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第24	議第106号	山県市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条

例について

- 日程第25 議第107号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第108号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議第109号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第28 議第110号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議第111号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議第112号 令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	曾我聖
企画財政課長	宇留野公男	税務課長	安達俊樹
市民環境課長	服部裕司	福祉課長	武藤達也
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援課長	正治裕樹
農林畜産課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	丹羽竜之	学校教育課長	鷺見亮

生涯学習課 大西義彦

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 谷村政彦 書記 大野幹根
書記 相川英里

午前10時00分開会

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和7年山県市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（古川雅一） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、11番 山崎 通議員、12番 吉田茂広議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（古川雅一） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日11月28日から12月19日までの22日間とし、11月29日から12月7日まで、9日から15日まで、及び18日を休会といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日11月28日から12月19日までの22日間とし、11月29日から12月7日まで、9日から15日まで、及び18日を休会とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（古川雅一） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年9月から10月までに実施の例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

そのほか、出席いたしました会議等については、活動報告のとおりです。

以上をもちまして、諸般の報告についてを終わります。

日程第4 発議第7号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（古川雅一） 日程第4、発議第7号 特別委員会の設置に関する決議についてを

議題といたします。

議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

吉田茂広委員長。

- 議会運営委員会委員長（吉田茂広） それでは、議長から御指名をいただきましたので、
発議第7号 特別委員会の設置に関する決議について、御説明を申し上げます。

資料5、山口市議会議会運営委員会提出議案を御覧ください。

特別委員会の設置に関する決議について御説明いたします。

議会改革調査特別委員会において、令和7年第1回市議会定例会より、予算や決算の議案については、会期ごとに特別委員会を設置し審議することが決定されましたので、本定例会で提案される予算の議案を全議員で審査することによって、議会の監視機能と政策形成機能を高め、財政運営の透明性・妥当性の確保と行政運営の資質向上を図るため、予算決算特別委員会を設置するものです。

以上、説明とさせていただきます。

- 議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

日程第5 質疑

- 議長（古川雅一） 日程第5、質疑。

これより発議第7号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第7号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託はされません。

日程第6 討論

- 議長（古川雅一） 日程第6、討論。

これより発議第7号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（古川雅一） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結します。

日程第7 採決

○議長（古川雅一） 日程第7、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第7号 特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

予算決算特別委員会委員は全議員といたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の任期は、議会が本調査を議決するまでとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の任期は、議会が本調査を議決するまでと決定されました。

なお、正副委員長の選出は、特別委員会の招集時に行います。

日程第8 議第93号から日程第16 議第101号まで

○議長（古川雅一） 日程第8、議第93号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第94号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第95号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第96号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第97号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第98号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第4号）、日程第14、議第99号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）、

日程第15、議第100号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第16、議第101号 令和7年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上9議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年山県市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

早いもので今年もあと残すところ1か月余りとなりました。

近年は夏が長期化する傾向で、秋を感じる間もなく、気づけば、いつの間にか冬になっているという感覚でございます。

さて、地域の防災力の向上及び消防団の活動を地域の方々に知っていただくことを目的といたしまして、今月16日には、昨年度に引き続きまして、第2回の山県市消防防災フェスタを開催いたしました。

この回は、消防団が主体となりまして、消火体験や子ども向けの消防クイズのほか、関係団体の協力によりまして、高さ30メートルのはしご車の搭乗体験ですとか、災害伝言ダイヤル171の訓練、災害VR体験、ママのための防災講座、ミニドローンの操縦体験ですとか、大型ドローンにより物資の搬送など、多彩なこうした体験型ブースを設けまして、多くの参加者にこうした消防・防災への理解を大変深めていただいたと感じております。

最近におきましては、南海トラフ地震の切迫性が高まってきており、今週25日の熊本県阿蘇地方での地震を含めまして、今年は、全国で震度5弱以上の地震が数か所で発生するなど、地震の脅威が現実味を増してきております。

災害対策におきましては、何よりも自分自身で備える自助が必要でございます。市民一人一人がこの自助を心がけるとともに、地域で助け合う共助を強化し、行政によります公助と連携することで、災害を最小限にとどめることができると思います。

皆様には、日頃から地震への備えを万全にさせていただくとともに、市といたしましても、防災体制の一層の強化を地域の皆様とともに進めてまいります。

今後とも、議員各位におかれましても御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明いたします。

初めに、条例案件5件についてでございます。

いずれの条例も、人事院勧告を踏まえ、改正を行うものでございます。

最初に資料ナンバー1の4ページをお願いします。

議第93号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、期末手当の支給割合を変更するなどの改正を行うものでございます。

続いて、6ページ、議第94号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。山口市職員の給与に関する条例の一部を改正することを踏まえ、山口市議会議員の期末手当においても同様の支給率分を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、8ページ、議第95号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても、同様の趣旨による改正でございます。

次に、10ページ、議第96号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。これは、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率、通勤手当や日直手当を引き上げるものでございます。

続いて、16ページ、議第97号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、山口市職員と同様に、給料について遡及して引き上げるために改正するものでございます。

次に、資料ナンバー3の補正予算案件4件について御説明を申し上げます。

1ページの議第98号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第4号）は、ただいま御説明申し上げました人件費に係る補正予算でございます。

41ページの議第99号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び51ページの議第100号 令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）及び67ページの議第101号 令和7年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）の補正予算でございますが、これらも全て人件費に係る補正でございます。

以上、御説明申し上げましたが、条例案件5件及び補正予算案件4件につきましては、基準日が12月1日現在である期末勤勉手当の本年12月支給分から適用させるため、本日の議決をお願いしようとするものでございます。

議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

日程第17 質疑

○議長（古川雅一） 日程第17、質疑。

ただいまの市長提出議案、議第93号から議第101号までの9議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第93号から議第101号までの9議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第93号から議第101号までの9議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。したがって、議第93号から議第101号までの9議案は、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第18 討論

○議長（古川雅一） 日程第18、討論。

これより議第93号から議第101号までの9議案の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 議長の許可をいただきましたので、討論を行います。

長引く物価高騰の中、市民のために一生懸命働いていただいている山口市職員、一般職の任期付職員、会計年度任用職員の給料や期末手当、勤勉手当等を人事院勧告に準じて引き上げるための条例を改正する議第93号、議第96号、議第97号については、当然必要なもので、賛同します。

しかしながら、一般的に高額の給与を支給されている山口市議会議員、常勤の特別職職員の期末手当を引き上げる議第94号、議第95号、これに関連する議第98号の一般会計補正予算（第4号）については、物価高騰に苦しむ市民の共感を得られないと考え、賛同しかねます。

以上で、議第94号、議第95号、議第98号の反対討論といたします。

○議長（古川雅一） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（古川雅一） 反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（古川雅一） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。
-

日程第19 採決

- 議長（古川雅一） 日程第19、採決。
ただいまから、議第93号から議第101号までの9議案の採決を行います。
議第93号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。
議第94号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕
- 議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（古川雅一） お座りください。
起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議第95号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕
- 議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（古川雅一） お座りください。
起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議第96号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原

案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第97号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第98号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第4号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川雅一） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第99号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第100号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第101号 令和7年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第20 議第102号から日程第30 議第112号まで

○議長（古川雅一） 日程第20、議第102号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第103号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第104号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第105号 山県市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、日程第24、議第106号 山県市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、日程第25、議第107号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第108号 山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第109号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第5号）、日程第28、議第110号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第29、議第111号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第30、議第112号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、以上11議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） 先ほどは上程されました9議案につきまして、適切なる御決定をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました議案の条例案件7件、補正予算案件4件について御説明をいたします。

初めに、資料ナンバー1の17ページ、議第102号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、国に準じて選挙におけるビラ及びポスター作成の公費負担額を改定するため、改正を行うものでございます。

次に、19ページ、議第103号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、地方自治法の一部改正に伴う条項ずれを解消するため、改正を行うものでございます。

続いて、20ページ、議第104号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例についてでございますが、岐阜県収入証紙が廃止され、販売終了となることに伴いまして、改正するものでございます。

次に、21ページ、議第105号 山県市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。これは、児童福祉法の一部改正により、今年度か

ら乳児等通園支援事業が市町村の認可事業として制度化されることに伴いまして、国の基準に準じ、この条例を定めようとするものでございます。

続いて、23ページ、議第106号 山県市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてでございます。これは、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年度から特定乳児等通園支援事業が給付対象事業として制度化されることに伴い、国の基準に準じ、この条例を定めようとするものでございます。

続いて、25ページ、議第107号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、新たに保育所等訪問支援を実施するほか、定員に関する規定を削除するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、27ページ、議第108号 山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、地方自治法の一部改正に伴う条項ずれを解消するため、改正を行うものでございます。

続いて、補正予算案件4件について御説明申し上げます。

資料ナンバー4、1ページを御覧ください。

議第109号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第5号）は、1億2,647万9,000円を追加し、予算の総額を158億1,831万4,000円とするほか、繰越明許費の補正をしようとするものでございます。

歳出の主なものを御説明申し上げます。

まず、9ページを御覧ください。

民生費、上段の47万1,000円は、介護保険特別会計の補正に伴う繰出金、中段の39万6,000円は、国民年金システムの改修、8,123万9,000円は、報酬改定及び利用者の増加により給付費を追加しようとするものでございます。

続いて、下段の911万6,000円でございますが、前年度の精算に伴う返還金でございます。

続いて、10ページ上段の41万2,000円は、児童扶養手当給付に係る支給基準の見直しによる増加、1,357万5,000円は、児童手当法の改正による給付費の増加、39万2,000円及び136万8,000円は、前年度の精算に伴う返還金でございます。

次に、下段の衛生費でございます。42万3,000円も、前年度の精算に伴う返還金でございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

中段の1,320万円は、岐北衛生施設利用組合のし尿処理場の遠心分離機の修繕に必要な額を追加しようとするものでございます。

次に、下段の農林水産業費でございますが、ニホンジカの増加に対応するため、報償金105万円を増額しようとするものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

上段、消防費330万円は、東深瀬と平井に設置の防災行政無線、屋外拡声器2基について、個人の所有地に設置されているものを撤去する費用などを追加しようとするものです。

次の教育費153万7,000円は、令和7年度末に四国堀跡を含む大桑城跡が国の史跡に指定される見込みであるため、四国堀跡に隣接する市有地に暫定的な駐車場と案内看板を設置するものでございます。

次に、7ページの歳入にお戻りください。

歳入につきましては、歳出補正に連動したもので、不足する財源については、8ページ2段目の財政調整基金5,258万8,000円を繰り入れることとしております。

続いて、4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正でございます。いずれの事業も年度内に完成することができない見込みであることから、設定するものでございます。

次に、13ページにお進みください。

議第110号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、94万1,000円を追加し、その総額を32億2,333万1,000円にしようとするものでございます。これは、介護保険法施行令の一部改正に伴う資格管理システムの改修費でございます。

次に、21ページをお願いします。

議第111号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に763万3,000円を追加し、その総額を5億4,093万7,000円としようとするものでございます。これは、前年度の精算に伴う負担金でございます。

続いて、29ページをお願いいたします。

議第112号 令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的収入681万7,000円は、支払消費税額の還付分、収益的支出5,000万円は、漏水工事のための修繕費、資本的収入6,500万円は、配水管布設替と給水車導入に伴う企業債と補助金、資本的支出2,500万円は、給水車導入とその給水を行うために必要な給水栓工事を行うため、それぞれ追加しようとするものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、12月8日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時34分散会

令和7年12月8日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 12月8日（月曜日）

○議事日程 第2号 令和7年12月8日

日程第1 質 疑

- 議第102号 山 県 市 議 会 議 員 及 び 山 県 市 長 の 選 挙 に お け る 選 挙 運 動 の 公 費 負 担 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第103号 山 県 市 監 査 委 員 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第104号 山 県 市 収 入 印 紙 等 購 買 基 金 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第105号 山 県 市 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 に つ い て
- 議第106号 山 県 市 特 定 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 に つ い て
- 議第107号 山 県 市 ピ ッ コ ロ 療 育 セ ン タ ー 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第108号 山 県 市 水 道 事 業 及 び 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第109号 令 和 7 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 5 号 ）
- 議第110号 令 和 7 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 4 号 ）
- 議第111号 令 和 7 年 度 山 県 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 議第112号 令 和 7 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）

日程第2 委 員 会 付 託

- 議第102号 山 県 市 議 会 議 員 及 び 山 県 市 長 の 選 挙 に お け る 選 挙 運 動 の 公 費 負 担 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第103号 山 県 市 監 査 委 員 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第104号 山 県 市 収 入 印 紙 等 購 買 基 金 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第105号 山 県 市 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 に つ い て
- 議第106号 山 県 市 特 定 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 に つ い て
- 議第107号 山 県 市 ピ ッ コ ロ 療 育 セ ン タ ー 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に

	について
議第108号	山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議第109号	令和7年度山口市一般会計補正予算（第5号）
議第110号	令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第111号	令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第112号	令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第102号	山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
議第103号	山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
議第104号	山口市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
議第105号	山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第106号	山口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
議第107号	山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第108号	山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議第109号	令和7年度山口市一般会計補正予算（第5号）
議第110号	令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第111号	令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第112号	令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第2 委員会付託

議第102号	山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
議第103号	山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
議第104号	山口市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
議第105号	山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例について

- 議第106号 山県市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議第107号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第108号 山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第109号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第110号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第111号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第112号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
-

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	曾我聖
企画財政課長	宇留野公男	税務課長	安達俊樹
市民環境課長	服部裕司	福祉課長	武藤達也
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援 課長	正治裕樹
農林畜産課長	福井淳	水道課長	藤根勝

建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	丹 羽 竜 之	学校教育 課 長	鷺 見 亮
生涯学習 課 長	大 西 義 彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	谷 村 政 彦	書 記	大 野 幹 根
書 記	相 川 英 里		

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 質疑

○議長（古川雅一） 日程第1、質疑。

市長提出議案、議第102号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから、議第112号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）までの11議案に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第102号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから、議第112号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）までの11議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（古川雅一） 日程第2、委員会付託。

議第102号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから、議第112号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）までの11議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

11日は総務産業建設委員会、12日は厚生文教委員会、それぞれ午前10時から開催します。予算決算特別委員会は、この後10時15分から全員協議会室で開催します。16日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時02分散会

令和7年12月16日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和7年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 12月16日(火曜日)

○議事日程 第3号 令和7年12月16日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	曾我聖
企画財政 課長	宇留野公男	税務課長	安達俊樹
市民環境 課長	服部裕司	福祉課長	武藤達也
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援 課長	正治裕樹
農林畜産 課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	丹羽竜之	学校教育 課長	鷲見亮

生涯学習課 大西義彦

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 谷村政彦 書記 大野幹根
書記 相川英里

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（古川雅一） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従い、一般質問を行います。

通告順位1番 吉田茂広議員。

○12番（吉田茂広） それでは、議長から御指名をいただきましたので、通告に従いまして、清流会の会派を代表して、令和8年度予算編成方針について、市長にお尋ねをいたします。

まず、冒頭に申し上げたいのは、山口市を取り巻く環境が、これまで以上に厳しさを増しているという点です。

少子高齢化、自然減や転入者より転出者のほうが多い、いわゆる社会減などに伴う人口減少は依然として進み、社会保障関係費の伸びや、公共施設の老朽化対策など、将来的に避けることのできない財政需要が確実に目の前に迫っています。

その一方で、市税収入は大きな伸びを期待できる状況になく、地方交付税や各種国庫支出金の動向も不透明さを増しております。

このような中で編成される新年度予算は、まさに選択と集中の判断が問われる、極めて重要なものになると考えています。

そこで私は、予算編成方針の基本的な考え方、財源確保の見込み、重点事業の選定プロセス、そして行財政改革のさらなる推進について、市としての明確な方針を伺いたいと思います。

まず初めに、令和8年度予算編成の基本方針について伺います。

人口減少が続く中で、本市が今後も持続可能な自治体として存在し続けるためには、限られた財源の中で最大限の効果を発揮する施策を大胆に進める必要があります。一方で、市民生活を支える行政サービスを安易に縮小することは、生活の質を低下させ、さらなる人口流出を招くおそれもあります。

そこで、お尋ねいたします。新年度予算編成に当たり、市として最も重視する基本理念、重点とする視点は何かでしょうか。

例えば、将来世代への責任、地域経済の活性化、行政運営の効率化など、どの価値を

基軸に予算を組み立てるのか伺います。

次に、歳入面について、見通しと財源確保について質問いたします。

本市の歳入構造を見ると、先ほども申したように、市税収入は人口減少や所得停滞の影響を受け、今後、大きな伸びを期待できる状況にはありません。一方で、地方交付税、臨時財政対策債など、国の制度に依存する割合が高く、本市財政の脆弱性は依然として課題です。

そこで伺います。

1つ目に、新年度の市税収入及び一般財源の見通しについて、現時点でどのように試算していますか。

2つ目に、自主財源の確保策として、市有財産の利活用、ふるさと納税の拡充、基金の積極的な運用など、具体的な取組をどのように強化するのでしょうか。

特に、ふるさと納税は、近年、多くの自治体が企画力とマーケティング力を駆使して収入を増やしています。本市も返礼品の魅力向上や、事業者支援とセットにした施策など、より積極的な戦略が必要であると考えます。

また、日本国債の利回りに関して、11月26日現在のデータですけれども、10年国債は1.825%、20年国債は2.815%と、金利が上昇しています。基金のより積極的な利用により、運用益を得るべきと考えます。それらを踏まえ、市としての考えを伺います。

続いて、歳出について伺います。

社会保障関連費の増加、公共施設や水道設備の老朽化対策、防災減災の強化など、必要な行政コストは今後も確実に増えていきます。その一方で、限られた財源の下で、あらゆる施策を横並びに維持することは極めて難しい状況です。

そこで伺います。歳出構造の抜本的な見直しも必要かと思いますが、市として、どの分野に重点投資を行い、どの分野で効率化、縮減を図る方針でしょうか。

近年、多くの自治体が効果検証に基づく予算配分、いわゆるエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングを進めています。本市でも過去の慣例に基づく予算配分から脱却し、効果の高い事業に資源を集中すべきと考えますが、現状の取組状況と今後の方針を伺います。

次に、人を呼び込み、地域の活力を維持するための分野について伺います。

山県市の最重要課題の一つは、人口減少への対応です。特に若い世代が住み続けたい、戻りたいと思える環境整備は、市の未来を左右する極めて重要な投資です。

そこで伺います。子育て支援、教育環境の整備、移住定住促進策を、新年度において、どの程度、重点施策として位置づけますか。

例えば、子育て支援では保育環境の充実や経済的負担の軽減、教育では昨年度策定された山県教育ビジョン2025をさらに深化、強化すること、移住定住促進では空家バンクへの登録をより積極的に進めるなどの空き家対策、それらを連携させた多様な取組が考えられます。市として来年度に最も力を入れる具体的な政策は何かを伺います。

最後に、行財政改革について伺います。

本市の財政課題を踏まえると、令和6年度決算における経常収支比率は91.5%と、令和5年度に比べ若干好転していますが、自由に使える財源は依然乏しい状況にあり、市役所自身の体制や事務の見直し、デジタル化の推進など、内部改革は避けて通れません。そうした効率化や改革を図ることで生み出された財源を、未来の投資のために回すという発想が不可欠です。

そこで質問いたします。新年度に実施する行財政改革の具体的な取組と、その効果見込みについて、市としてどのように考えていますか。特にDX推進、AI活用、業務改善の計画は、どの程度、盛り込まれるのかを伺います。

以上、予算編成の基本理念、歳入の見通し、歳出構造改革、重点施策、そして行財政改革について質問をいたしました。

御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（古川雅一） 林市長。

○市長（林 宏優） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の予算編成の基本理念についてでございます。

このことにつきましては、議員御発言のとおり、来年度の予算編成の環境は厳しいため、総花的ではなく、選択と集中は重要な理念となります。

ただ、将来世代への責任、地域経済の活性化、行政運営の効率化という視点は、いずれも重要な視点であります。安易にこれらに優先順位をつけることはいたしかねます。

また、こうした中で、来年度の予算編成に当たりましては、めり張りの利いた予算編成と、国による支援の有効活用を視野に入れまして、市民生活を支える行政サービスの低下が人口流出を招かないように努めますとともに、将来世代を見据えた持続可能な行政運営に努めてまいります。そのためにも、全庁横断的な取組で推進してまいります所存でございます。

次に、2点目の歳入の見通しでございますが、人口減少等に伴いまして、市税等の一般財源の減収は避けられないものと考えております。

そうした中、現在、市有財産については、民間からの提案制度を推進しているところであり、基金の一定額につきましては、利回りのよい国債等の運用をしているところで

もでございます。

なお、個人版のふるさと納税につきましては、魅力的な返礼品等について、市内事業者との連携に努め、寄附者の目に留まりやすくなるようなマーケティング戦略も展開してまいります。

そしてまた、企業版ふるさと納税や、クラウドファンディングなども視野に入れて、一般財源の歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の重点施策についてでございますが、特定の分野を安易に強化したり、縮減したりするという考えは困難であります。来年度の当初予算編成に当たりましては、4つの重点事項を視点として考えております。具体的には、まず初めに「子育て応援のまちづくりの推進」、2番目には「健康寿命の延伸と高齢者の活躍」、3番目には「力強く豊かな持続可能なまちづくり」、4番目には「次世代を見据えたDX・GXの推進」でございます。

なお、議員御発言の効果検証に基づく施策は、国の支援を受けるためには必須条件ともなっておりますが、これはエビデンスがない場合は施策が推進できなかつたり、着手に時間がかかり過ぎてしまつたりという課題にもなり得ます。そうしたことも踏まえつつ、より効果的な予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の行財政改革でございますが、財政改革につきましては、これまで申し述べましたようなこととなりますが、行政改革については人材と組織、DXの推進、この2つがキーワードになるものと考えております。

現代社会では、行政サービスの向上と行政事務の効率化においてはDX推進は必須であり、特に近年は生成AI等の活用も欠かせないものとなってきております。そのため、こうしたものをより活用する予算編成に努める必要がございますが、こうしたDXは諸刃の剣でもございます。最終的にはこれらを管理する職員のスキルの向上も欠かせません。そうしたことから、職員の育成にも視点を入れ、各自が能力を発揮できそうな環境づくりも大切だと考えております。そして、それぞれの職員が、それぞれの各部局で自由な考え方を出し合えるような、そうした環境を維持、発展させていくことも大切ではないかと考えております。

来年度の予算編成に当たりましては、今まで申し上げてきましたようなことを踏まえながら、全職員が一丸となりまして、よりよい予算編成を目指して取り組んでまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

以上で、吉田茂広議員の一般質問を終わります。

通告順位 2 番 吉田昌樹議員。

○ 3 番（吉田昌樹） 日本共産党の吉田昌樹です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、3つ質問します。

1つ目です。県立高校におけるタブレット購入費用の全額保護者負担と家庭等への経済的支援について、教育長、子育て支援課長に伺います。

今年 8 月 26 日、岐阜県教育委員会が、令和 8 年度の新入学生から、県立高等学校と特別支援学校（高等部）における事業などで利用する端末（タブレット・パソコン）の購入費用の全額を保護者負担とする方針を発表しました。当事者である保護者からの意見を全く聞くこともなく、突然の決定です。方針によると、来年度、令和 8 年 4 月から、原則として保護者は県が指定する 6 万円から 10 万円のタブレット端末の購入を、6 月頃から授業で使用することを想定し、それまでに準備することが求められるということです。

当事者である保護者からは、「入学時に、ただでさえ制服、教科書代等で 10 万円から 20 万円もかかる中で、さらに 10 万円が必要となると、借金しないと払えません」、先生方からは、「多額の出費を強いる割に授業でそこまで必要となるのか。様々な懸念がある」との声を聞いています。

国主導で ICT 活用が決まり、その効果検証は不十分なまま、今度は突然、保護者負担を求められることになったのです。高校で全額保護者負担となれば、今は公費負担で児童・生徒に貸与されている小中学校においても、全額保護者負担となる可能性も高まります。今、少子化対策、子育て支援を国、県ともに強力に進めようとしている中、この保護者負担は、子育て支援の方向に逆行しています。

保護者は、開始されるのが半年後というのは早過ぎる、まずは当事者である保護者の意見を踏まえて、もっと時間をかけて丁寧に議論していただきたいと願っています。そして、これまで同様に公費による援助を求めています。

山縣市としても、岐阜県に対して、高校生用タブレット全額保護者負担の方針の見直しを求めることが必要ではないでしょうか。

11 月 4 日、生徒用タブレット端末の今後を考える会が、署名 3 万 5, 210 筆（オンライン 2 万 2, 930 筆プラス紙 1 万 2, 280 筆）を岐阜県知事に提出しました。当日は多くのメディアが詰め寄せ、CBC テレビ、東海テレビ、中京テレビ、名古屋テレビ（メ〜テレ）、NHK 岐阜、ぎふチャン、読売新聞、毎日新聞、岐阜新聞、朝日新聞、中日新聞等で報道されました。

教育長、子育て支援課長に伺います。

1、高校生タブレットの全額保護者負担についての見解を伺います。

2、2026年4月からのタブレット有償化についての、保護者や現場教職員の、実施が拙速過ぎる、何らかの一律補助を考えるべきとの意見について、見解を伺います。

3、山縣市としての新たな高校生就学支援金等の実施について伺います。

4、山縣市は、今年度、来年度で、小中学生に貸与しているタブレットを更新しますが、有償化を検討しているか、さらにそれ以降の更新について有償化を検討しているかについて伺います。

○議長（古川雅一） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 御質問の、1、2、4点目について、お答えいたします。

御質問の1点目の高校生タブレットパソコンの全額保護者負担と、2点目の保護者等の意見につきましては、一括で答弁させていただきます。

読み書きそろばんに並ぶ基礎的な学力としてのICT活用能力、いわゆるデジタルスキルを、全ての児童・生徒が発達段階に応じて教科等の学習の中で身につけていくことの教育的な意義は大きいと捉えています。現在、小中学校全ての児童・生徒が、日常的にタブレットパソコンを活用した学習を進める中で、高等学校においてもタブレットパソコンを使用することは生徒の学習環境として必然であると考えています。

議員御指摘のタブレットパソコンの購入費用の負担につきましては、市町村立学校及び県立学校を所管するそれぞれの責任において、適切に制度設計すべきものと捉えています。

また、保護者にとっては、中学校で貸与されていたものが全額負担になることで、経済的な負担感が大きいことにつきましては理解できますので、引き続き県の動向を注視してまいります。

あわせて、経済的に困難を抱えている家庭への支援につきましては、山縣市がこれまで進めている子育て支援制度を踏まえ、総合的な検討の余地はあると考えます。

4点目の、山縣市が今年度、来年度で更新する児童・生徒用タブレットパソコンの費用につきましては、国が進めるGIGAスクール端末機器更新事業にのっとり、県共同調達という方式で、国の補助金と市費により購入し、貸与する計画で進めています。

また、この先の更新に関わる制度設計につきましては、今後の国の動向を注視し、適切に判断することになると考えています。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

御質問の3点目、山口市としての新たな高校生就学支援金等の実施についてでございますが、現在、山口市が実施している高等学校就学準備等支援金につきましては、岐阜県高等学校就学準備等支援金支給事業に基づき、進学や就職などの準備費用に対する経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生の保護者に対し、対象児童1人当たり3万円を、市町村を通じ支給している県の事業でございます。

御質問でございます国主導及び県の方針による御家庭への負担を、生徒が居住する地域で負担することにつきましては、国の明確な財源措置が十分でない中、各都道府県がその対応を検討している状況にあり、山口市としても、制度の設計、推進を主導する国や県において、必要な財源措置を含め責任ある対応を講じていただくことが重要であると認識しております。

しかしながら、昨今の物価高騰等の影響を受け、中学校卒業後の進路に対するお子様や御家庭の不安は、タブレット端末整備に限らず多岐にわたるものと認識しております。

山口市では、これまでも子育て支援の観点から様々な施策を講じてまいりましたが、限られた資源をどのように分配するか、また、国や県の制度との整合性、地域の実情や他自治体の動向なども踏まえつつ、引き続き慎重に研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 市長に再質問します。

昨今の物価高騰の影響を受け、高校進学に対して、家庭の経済的な不安は大きくなっています。

山口市では、これまで子育て応援のすばらしい先進的な施策、18歳までの医療費無償化、保育園、小中学校の給食費無償化、さらに今年4月から小中学校の教材費無償化が実施されています。

高校に進学すると制服代、教科書をはじめ教材費、そこにバス代等の交通費が加わり必要な費用が膨らみます。それに加えて、1台6万円から10万円のタブレット端末の購入費の負担です。来年4月からの県立高校におけるタブレット購入費用の全額保護者負担に対して、山口市としての新たな高校入学者用タブレット端末購入費補助事業の実施を検討していただきたいと思っております。

香川県では令和7年度から半額補助、山口県では令和8年度から3分の1補助が実施される中で、市町村の事業として、神奈川県清川村では、端末購入費の2分の1の補助

事業が実施されています。限度額4万5,000円。

市長に伺います。山縣市としての高校入学者用タブレット端末購入費補助事業等の新たな高校生就学支援金の実施について伺います。

○議長（古川雅一） 林市長。

○市長（林 宏優） 再質問にお答えをいたします。

山口市では子育て応援のまちとしまして、従来から子育てに対して、他の市町村と比較しましても充実した無償化策を進めさせていただいているところでもございます。

また、今年度より、山県高校の新1年生に対します命を守る安全教育へのサポートといたしまして、ヘルメットの購入代金の補助制度も始めているところでもございます。

そうした中、よくこの頃言われます言葉に物価高騰対策ということがございますけれども、そういった支援につきましては、今現在、全体的な支援をどんな内容にするかを進めているところでもございまして、また、今、御質問にありますように、高校進学等に係る保護者負担の軽減につきましても、教育の経済性に鑑みまして、支援の期間ですとか対象などを、総合的な観点から、今後、研究を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） それでは2問目の質問です。

「自衛官募集対象者情報」の提供依頼への対応と、小中学生の「職業体験授業」「防災教室」の利用について、理事兼総務課長、学校教育課長に伺います。

防衛省、自衛隊の求めに応じて、自治体が募集対象者情報（18歳、22歳に達する若者の個人4情報、氏名、住所、生年月日、性別）を、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部として提供し、自衛隊はこの提供された情報を基に募集のダイレクトメールを送っています。

日本国憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」として、個人の尊重と幸福追求権を保障し、公共の福祉に適合することを求めています。

個人情報の保護は、個人の私生活や情報を守るための権利であり、日本国憲法第13条に基づいて保障されています。個人情報の保護は、個人の私生活に関する情報が無断で公開されない権利を指し、個人の尊厳や自由を守るために重要です。特に、情報技術の発展により、個人情報が容易に収集、分析、公開される現状において、個人情報の保護はますます重要になっており、侵害されると個人の生活の平穏が脅かされる可能性があ

ります。

このように、個人情報の保護は基本的人権で、個人情報の保護は時代の要請であるにもかかわらず、なぜ求めに応じて提供されるのか。

さらに問題は、提供する際、保護者、当事者の承諾を得ていないことです。自治体が本人の承諾もなしに個人情報を提供することなどあり得ないのが、私たち市民の感覚です。自衛隊に個人情報を提供してほしくないという場合には、除外申請ができる自治体もありますが、ホームページや広報などで知らせていますが、期間の問題や告示の長さなど、問題があるようです。

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）は、第61条第1項で「必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」としています。

第62条で「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」としています。

第63条で、「行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない」としています。

第64条で「行政機関の長等は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない」としています。

さらに、この提供をする仕事が増え、本来の仕事に支障を来さないかという懸念もありますし、提供しなくてもペナルティーはありませんし、義務でもありません。

次に、自衛隊岐阜地方協力本部は、中学、高校で実施されている総合的な学習の一つ、職場体験、就業体験を支援しています。そのホームページで、私たちが協力している内容は、自衛隊の基地等で働く隊員はどのような仕事をしているのか、なぜ自衛隊は存在するのかを、自身でその仕事を体験したり、災害派遣活動に参加した隊員の講話等を通じて学習するというもので、令和5年度総合学習支援実績として、中学校92校、563名が参加と紹介しています。

理事兼総務課長、学校教育課長に伺います。

1、自衛隊、防衛省からの自衛官募集対象者情報の提供依頼に対する、これまでの具体的な対応について伺います。提供情報の内容（住所、氏名、生年月日、性別）閲覧の有無、範囲、規模（18歳、22歳、対象者数に対する割合）、提供方法（紙、電子データ、宛名シール）、閲覧、提供する根拠、いつ誰からどのような依頼が来るのかについて伺います。

2、自衛隊が実施している小中学校の職業体験授業、防災教室のこれまでの利用実績について伺います。また、今後の利用について伺います。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

自衛官募集対象者情報の提供依頼の対応について御質問いただきました。

自衛官募集対象情報の提供依頼に対する対応でございます。自衛官募集対象者情報の提供依頼に関する根拠については、住民基本台帳法、自衛隊法により定められています。具体的には、住民基本台帳法第11条「国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」に基づき、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳の写しの閲覧を請求するものとされています。

自衛官の募集における個人情報の提供については、自衛隊法第29条において必要な報告、または資料の提出を求めることができるとされています。

また、自衛隊法第97条で自衛官の募集については、「都道府県知事及び市町村長が行う事務」とされており、写しの閲覧請求に係る経費は国庫の負担となっており、同法施行令第120条で、「都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」とされているところです。

これらに基づき、住民基本台帳法第11条「国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」により、国等から請求があった場合は、住民基本台帳閲覧の事務を行っているところです。

自衛官募集担当課からの閲覧依頼の状況でございますが、これまでの依頼状況は、第1・四半期に住所、氏名、性別、生年月日の4情報の依頼があり、生年月日については今年度18歳になる方を対象として請求の依頼があります。また、第4・四半期に、住所、氏名、性別、生年月日の4情報の依頼があり、生年月日については翌年度22歳になる方を対象として請求の依頼があったところでございます。提供する内容については、請求依頼の内容で抽出した対象者全件数データを基に、宛名シールへ住所、氏名を表示して提供を行っているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 鷲見学校教育課長。

○学校教育課長（鷲見 亮） 御質問にお答えします。

2点目の、自衛隊が行っている職業体験授業、防災教室の利用実績についてでございますが、令和5年度に美山中学校2年生の希望者4名が、自衛隊の実施している職業体験授業に、職業体験学習の一環として利用した実績がありました。それ以降は、市内の小中学校で職業体験授業、防災教室を利用した実績はないと認識しております。

今後の利用についてでございますが、全ての児童・生徒は、自衛隊について社会科で学習をします。小学校4年生で自然災害から人々を守る活動について、中学校2年生で災害救助法における自衛隊の派遣について、中学校3年生では憲法に関わる学習を行います。

また、キャリア教育として、社会的、職業的自立を支える教育活動として位置づけ、あくまで職業体験の一環として、個人の希望や保護者の理解の上で、自衛隊の職業体験学習や防災教育を位置づけることは可能であると考えます。ただ、その扱い方については、一定の丁寧さが必要であるということを校長には研修をいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 副市長に再質問します。

昨年3月29日、奈良市在住の当時18歳の高校生が、自分の個人情報を承諾なしに奈良市が自衛隊地方協力本部に提供したのは違法、違憲だとして、市と国を相手取り国家賠償を求める訴訟、自衛隊名簿提供違憲訴訟を奈良地裁に起こしました。当事者である本人が原告となって闘う全国で初めての裁判です。

提訴に当たっての原告と家族のコメントを紹介します。

原告のコメントです。「自衛隊からの勧誘はがきが届いたときは、自衛隊に行く気もありませんでしたし、特に何も思いませんでした。しかし、その後、よく考えてみると、自分の個人情報が、自衛隊に本人の承諾もなしに渡っていることがすごくおかしいと思いました。自衛隊の印象は、災害救援で活躍しているということぐらいで、それ以上のことは知りませんでした。自分は、戦争はないほうがよいと思っています。争い事は話し合いで解決すべきと思っているので、武器を持って戦う自衛隊に参加するつもりはありません。自衛隊から勧誘のはがきが届いたことは、やっぱり怖いと思っています。全国で、自分と同じような年齢の若者の個人情報が自衛隊に提供されているのは、おかしいと感じています。自分が原告になることで、若者の個人情報提供を止めるようにするために、少しでもお役に立てるのならという気持ちで原告になることを決意しました」。

家族、親のコメントです。「私たちの子供時代に当たり前だったクラス名簿や連絡網は、今の学校では作成されていません。それくらい今は個人情報を厳格に管理することが当たり前になっています。それなのに、公の組織の奈良市が、本人、家族の承諾もなしに個人情報を自衛隊に提供しているなんてあり得ません。もし民間の会社が本人の承諾なしに個人情報を外部に流出させ、求人のためにその情報を使っていたら、社会的に大きな問題になります。私の子供に自衛隊からの勧誘はがきが届いたとき、子供は17歳

の未成年でした。保護者の承諾もなく、未成年の子供にこのようなことを行った奈良市と自衛隊に怒りを覚えます。その上、自衛隊は災害救援で活動していることばかり報道されています。災害救援も大切な仕事の一つだと思いますが、自衛隊は決してただの災害救援隊ではありません。日本は今、現政権の下、軍事費が倍増し、世界第3位と言われる軍事大国家に進んでいます。私の子供は、自衛隊員は災害救援をする人だと思っていて、その実態を理解していません。まるで子供をだまして自衛隊に勧誘しようとしているように保護者として感じます。除外申請制度は、子供に自衛隊からの勧誘はがきが届いた後に知りました。そのような制度をつくるよりも、自衛隊に個人情報を提供する前に、本人や保護者に自衛隊に個人情報を提供することに同意しますと同意を取るべきです」。

以上のように、自衛隊に個人情報を提供する前に、本人や保護者に自衛隊に個人情報を提供することに同意しますと同意を取ることが必要だと訴えています。

個人情報の提供を中止した事例があります。奈良県山添村は、令和6年第1回定例会で、野村村長の一般質問の答弁で、個人情報の提供を資料の提出から閲覧による方法に変更し対応したいと閲覧に変更しました。茨城県かすみがうら市、沖縄県名護市、福岡県筑後市でも、資料提供から閲覧に戻しています。また、岐阜県平和委員会の2024年10月から2025年5月の県内全市町村へのアンケート調査の結果で、提供でなく閲覧が複数ありました。

副市長に伺います。山口市は、自衛隊に個人情報を提供する前に、本人や保護者に、自衛隊に個人情報を提供することに同意しますと同意を取ることが必要だと考えます。事前に同意書を送付し、本人と家族の承諾を得た方のみ個人情報自衛隊に提供する方法に変更する、できなければ閲覧に戻すことがよいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再質問にお答えいたします。

自衛官募集対象者情報の提供につきましては、国内で訴訟等が起きていることは承知いたしておりますが、明確に違法とする判例がない中で、全国的には多くの自治体が様々な方法によって情報提供しているのが現状であるものと認識いたしておるところでございます。

山口市におきましても、例年、国の自衛官の募集担当課から、一定の年齢の市民に関する住所、氏名、性別、生年月日の4情報についての提供依頼がございます。募集案内が目的と考えられますので、理事兼総務課長がお答えいたしましたように、該当者の氏

名と住所を、宛名シールにて提供しているところでございます。

吉田議員は御質問の中で、閲覧に戻したほうがよいというようなことをおっしゃって見えますが、仮に以前のようにそういたしますと、募集には必ずしも必要でないと考えられる性別ですとか誕生日の情報も提供してしまうことにもなりかねないため、山県市におきましては、これまでどおり、最低限の宛名シールの提供が望ましいのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 続いて、3つ目の質問です。

保育園・小中学校での食物アレルギー対応給食について、学校教育課長、子育て支援課長に伺います。

山県市では、岐阜県下で先駆けて、令和4年9月から学校給食費無償化という大変すばらしい施策を実施しています。

学校におけるアレルギー疾患の対応は、文部科学省監修の下に作成された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（以下、ガイドライン）に基づき対応することとされています。

ガイドラインでは、学校給食での対応の基本的方向として、「学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒等が「食の大切さ」、「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っています。このことは食物アレルギーのある児童生徒等にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーの児童生徒等が他の児童生徒等と同じように給食を楽しめることを目指すことが重要です。学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提として、各学校、調理場の能力や環境に応じて食物アレルギーの児童生徒等の視点に立ったアレルギー対応給食を提供することを目指して学校給食における食物アレルギー対応を推進することが望まれます」としています。

岐阜県社会保障推進協議会が実施した2025年度自治体キャラバン「医療、介護、福祉制度など社会保障制度の施策拡充についてのアンケート」に対する山県市の回答では、アレルギー対応給食児童・生徒のうち、除去食・弁当不要の児童・生徒が保育園0人、小学校17人、中学校13人、合わせて30人、一部除去食・弁当要の児童・生徒が保育園8人、小学校20人、中学校11人、合わせて39人、給食なし・弁当要の児童・生徒が保育園0人、小学校1人、中学校1人、合わせて2人でした。

保護者の皆さんは、学校給食のメニューに合わせて、栄養やカロリー一面も考えて、努

力を重ねて、アレルギー除去弁当を用意されています。ですが、学校給食費は無償のため、給食費の弁当分の軽減制度等はありません。

学校教育課長、子育て支援課長に伺います。

物価高騰の中で、保育所、小中学校では対応できないアレルギー除去弁当を御用意されている保護者の皆さんに、山口市として何らかの支援ができないか、伺います。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問にお答えします。

物価高騰の中で、保育園、小中学校では対応できないアレルギー除去弁当を御用意されている保護者への支援についてでございますが、学校給食におけるアレルギー対応の状況は、一部除去食弁当を持参している児童・生徒は31名、給食を喫食せず、弁当を持参している児童・生徒は2名です。代替食を用意していただく保護者の皆様には、多大なる御配慮をいただいていることは十分に認識しております。また、昨今の物価高騰の影響で、経済的負担の増加も理解しております。

対応につきましては、重要な課題であると考えますので、総合的な視点で適切な支援の在り方を研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

御質問の、物価高騰の中で保育所、小中学校では対応できないアレルギー除去弁当を御用意されている保護者の皆さんに、山口市として何らかの支援ができないかについてでございますが、食物アレルギーのあるお子様の給食時の対応や、御家庭での対応が保護者の皆様にとって御負担となっていることは、山口市としても十分に認識しております。

山口市では、全ての園児が安心して給食を楽しめるよう、アレルギー対応についても、職員などの努力により可能な限りの配慮を行っておりますが、個別の除去食対応には、専門的な知識や調理体制の確保など現場職員への負担も大きく、安全性の確保という観点からも慎重な対応が求められます。

昨今の物価高騰の影響もあり、御質問にある対応を含め、保護者の皆様の経済的負担が増していることは重く受け止めております。

また、変わりつつある生活方式や生活環境下において、お子様を取り巻くアレルギーへの対応が多様化していく状況にあります。

それらを踏まえ、今後、国等の動向、財政的な影響、現場の体制整備の必要性などを

総合的に勘案しながら、子供の健康と命を守るための保護者の努力に対し、どのように寄り添う支援が適切であるかを、市、教育委員会とも連携しつつ、慎重に研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で、吉田昌樹議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

議場の時計で11時から再開いたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 操 知子議員。

○10番（操 知子） 議長の許可を得ましたので、太陽光パネルの撤去・リサイクル、そして将来的な放置防止について質問いたします。

山口市は、カーボン・マイナス・シティを掲げ、再生可能エネルギー導入を積極的に進めてきました。

その一方で、国は2030年代以降、FIT初期に設置された太陽光パネルの大量廃棄が見込まれるとしており、全国的にも処理体制の確立が課題となりつつあります。

太陽光パネルは、産業廃棄物として扱われ、撤去や運搬には一定の費用が発生します。

今後、高齢化や空き家の増加、所有者不明化などの影響により、適切に管理されないまま放置されるリスクが高まることが予想されます。山口市においても、早めの備えや現状把握が重要であると考えます。

質問1点目、市の現状把握について。まず、市の現状把握について、次の3点を伺います。

市内、県内で、太陽光パネルの撤去、運搬、中間処理、リサイクルが可能な事業者数や処理能力の把握状況について。

市民からの相談件数や、これまでに把握されているトラブル事例について。

高齢者世帯や空き家において撤去が困難となっている事例の把握状況について。

質問2点目、山口市におけるリサイクルモデルの構築について。

次に、太陽光パネルの撤去からリサイクルまでを整理し、スムーズな処理の流れを確保する、山口市におけるリサイクルモデル構築の可能性について伺います。

想定している流れは、次のとおりです。

高齢者世帯や空き家世帯への支援も含む撤去、市と協定する運搬業者による効率的な回収による運搬、中間処理、リサイクル、この山県市におけるリサイクルモデルの流れの中で、市がどの段階で関与、支援、調整が可能と考えているのか、また、撤去費の支援や共同集荷、業者との協定といった取組を検討対象とすることができるのか、見解を伺います。

質問3点目、空き家対策と連携した放置防止について。

太陽光パネル放置が懸念される背景には、高齢化による管理困難や相続未処理など、空き家と共通する課題があります。

そこで伺います。

空き家対策の中で、太陽光パネルの撤去、リサイクルを早期対応の対象と位置づけることはできないか。

空き家解体補助と太陽光パネル撤去支援を連携させることは可能か。

高齢者や空き家所有者に対して、早期相談の促しや周知を強化していく仕組みを取り入れることはできないか。

空き家対策と連携して取り組むことで、太陽光パネルの放置防止にも大きな効果が期待できると考えます。太陽光パネルの廃棄問題は、今後10年以内に確実に顕在化する課題です。今のうちに、撤去からリサイクルまでの流れを見える化し、市民、事業者、行政の役割を明確にすることで、放置や不適正処理を未然に防ぐことができます。

山県市として、山県市におけるリサイクルモデル構築に向けて、どのように考えているのか、今後の方向性を伺います。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、太陽光パネルが産業廃棄物として扱われている現状を把握しているかについて、3項目にて照会がありましたので、お答えいたします。

1つ目の、市内、県内での撤去、運搬、中間処理、リサイクルが可能な業者数や処理能力についてでございますが、撤去は住宅メーカーや工務店等、太陽光発電設備の設置や撤去ができる事業者が該当ではないかと思慮しております。運搬については、産業廃棄物処理認可事業者が対応することとなりますが、市内産業廃棄物収集許可事業者は25事業者登録がございまして、廃棄の処分分類上、太陽光発電設備の収集可能事業者数は、およそ十数社ではないかと推察しております。

次に、太陽光発電設備の中間処理やリサイクルが可能な事業者につきましては、市内にはなく、県内事業者も登録がないと聞いております。ちなみに、東海地域は5社ほど、

全国では約50社ほど事業を行っているようです。

2つ目の、市民からの相談件数、トラブル事例につきましては、太陽光発電設備に対する廃棄などの相談トラブルについて、窓口にはありませんでした。

3つ目の、高齢者世帯や空き家における撤去困難事例の把握状況については、高齢者世帯や空き家という区割りでは把握しておりません。市内の太陽光発電設備が設置されているところの大半は、F I T期間中で運用していたり、F I T終了後であっても何らかの形態で利用されていると想定されていますので、廃棄が必要な事例は確認しておりません。

御質問の2点目、モデル構築の可能性についてお答えいたします。

議員御提案の内容は、太陽光発電設備を設置した個人や事業者等に対し、撤去、運搬、中間処理に対して、何らかの支援を行うことを想定した提案だと思慮いたしました。

太陽光発電設備のパネル廃棄につきましては、市独自で取り組むべき課題ではなく、国や事業者が制度設計を行って進むべきものではないかと感じております。特に、撤去費の支援、共同集荷、業者協定などを想定されていましたが、太陽光発電設備は、利益が創出される資産として管理している太陽光発電設備であると捉えています。国が定めていますガイドラインの処分につきましては、設置者や管理者が責任をもって行うものと明記されており、現時点では行政が財産処分の支援を行うべきではないと考えております。

御質問の3点目、太陽光パネル放置の大きな原因は、高齢化による管理困難や、相続未処理、所有者不明化による空き家問題であると御指摘されておりましたが、先ほども申しましたように、通常の太陽光発電設備は管理されているものであるため、空き家に設置されているということは考えにくく、太陽光発電設備の撤去に対して、早期対応する必要はないと現時点では考えております。

しかしながら、この先、太陽光発電設備の更新や終了に伴いまして、廃棄問題が発生するとは承知しておりますので、高齢者、空き家所有者に向けた早期相談の促しについて、相談者を限定することなく、太陽光発電設備所有者及び管理者からの相談に対しましては、適切な処分の留意点を周知する等は可能であると考えております。

現在、国や企業では、太陽光発電設備の撤去、運搬、処分など、適正な処理ルートについての研究が進められておまして、適正な処理に向けて、役割の明確化など対応を行うよう調整がなされていますが、リサイクル事業などを先駆的に行っている事業者はいるものの、はっきりとしたルートは示されていないのが現状でございます。

太陽光発電設備につきましては、20年から30年程度の使用ができるものとされていま

すので、今後10年以内には、当初に設置された事業用の大規模太陽光発電設備の廃棄問題は顕在化すると認識しておりますし、家庭用の太陽光発電設備も同様に、適正な処理ルートが確立されることが第一であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 再質問を行います。

太陽光パネルの放置は、環境汚染や景観の悪化、災害時の飛散リスクなど、空き家の放置による周辺への悪影響と共通する点が多くあります。また、太陽光パネルを設置している住宅そのものが空き家化し、結果としてパネルも含め管理不全に陥ることも懸念されます。

空き家については、1993年から2023年の30年間で、全国の空き家数が約2倍に急増し、空き家率は13.8%となっています。特に、長期不在で適切に管理されていない住宅は、1998年から2018年の20年間で約1.9倍に増加し、放置された結果、安全性や衛生面、景観などに深刻な問題を引き起こすようになったことから、2015年には空家等対策特別措置法が施行されました。さらに2023年には、特定空家等になるおそれのある管理不全空家等に対しても、指導、助言などが可能となる改正が行われています。

山口市においても、平成15年から令和5年までの20年間で、空き家は1,410戸、13.6%から2,470戸、22%へと大きく増加しており、岐阜県平均16.1%、全国平均13.8%と比較しても高い状況にあります。その中で、老朽化した空き家は710戸、全体の28.7%を占めており、人口減少や高齢化の進行により、危険な状態となる空き家が、今後、さらに増えることが、市の空家等対策計画においても指摘されています。

こうした状況を踏まえると、空き家と同様に、太陽光パネルについても所有者不明化となる前の早期の相談体制や、撤去に向けた支援制度によって、放置を未然に防ぐ取組が重要であると考えますが、市としてのお考えを伺います。

国では、2022年に太陽光発電設備の撤去、処分費を確保するための廃棄等費用積立制度が導入され、事業者に対して、撤去費用の積立てが義務化されました。また、2030年に向けて、太陽光パネルのリサイクル義務化に向けた制度整備も進められています。

一方で、地方自治体独自の先進的な取組も始まっており、熊本県では、国に先駆けてパネル放置ゼロを目指す対策検討会議を設置し、発電事業者による撤去資金の確保、適地での長期的な利活用、リサイクル体制の確保を3本柱として取組を進めています。また、福島県内では、廃パネルの重量の約6割を占めるカバーガラスを、スマートフォン外装や自動車部材に利用できるグラスファイバーとして再資源化する技術開発が進めら

れています。

山口市における太陽光発電施設の設置状況を見ますと、第2次山口市環境基本計画によれば、平成28年から令和3年に向けて、10キロワット未満の設備が577件から739件に、10キロワット以上の設備が355件から607件へと増加しています。今後、F I T初期に導入された設備の廃棄が本格化する中で、市民や事業者が適正にリサイクルを行いやすい環境整備が欠かせません。

現在、太陽光パネルの共同回収や、集約化、市単独での中間処理、リサイクル体制の整備については、これから検討を深めていく段階であると理解しています。そのため、効率的な運搬や適正処理を確保する観点からも、最終処分場と同様に、県内の他市町村や関係機関との広域的な連携を図っていくことが、現実的かつ重要な方向性であると考えます。

現状では、太陽光パネルのリサイクルは法的義務ではありませんが、国は義務化に向けた準備を進めています。

こうした中で、山口市としても、市民や事業者が安心して相談でき、適正な処理ルートが見える化された仕組みを早期に整えていくことが、将来的な不適正放置の防止に大きく寄与すると考えます。

そこで市民環境課長へ伺います。山口市として、山口市におけるリサイクルモデルとしての早期の見える化と、太陽光パネルの放置防止に向けた取組を、今後、どのように進めていくお考えでしょうか。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 再質問にお答えいたします。

太陽光発電設備の放置を未然に防ぐ取組についてでございますが、太陽光発電設備の更新や終了に伴って廃棄問題が発生することや、未然に防ぐような取組は必要であると承知しております。

今は、国や県と統一した取組のフレームが見えず、国の明確な処理ルートも確立していない以上、踏み込んだ御説明はできないと感じていますので、早期の相談窓口や撤去に向けた支援制度は、現時点では想定しておりません。

今後は、最新情報を見過ごすことなく、国などの動向を注視していきたいと考えております。将来的には家電リサイクル法と同様に、処理ルートの窓口案内などができるのではないかと考えられますので、引き続き情報収集に努めていきたい所存です。

また、先ほど議員御発言の中で、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立制度の御説明がございましたが、これは2022年の令和4年7月から国のほうで施行されておるものでご

ざいまして、太陽光大規模発電設備の事業者が一定量の積立てをすることで、最終撤去をするときに、その積立て費用をもって、安心して撤去ができる資金を充当していくという制度でございます。

その制度を利用されている先駆的な事例として熊本県の事例を御紹介いただいたのですが、熊本県のほうへ確認させていただきましたけど、なかなか次の手がいけない、まだこれは計画段階だということもお話を伺っておりますので、また今後とも、そういう情報も収集しなければいけないと感じております。

この制度の発端は、FIT制度、固定買取制度を導入していることが起因しておりますので、これの10キロワット以上の大規模発電につきましては、国のほうでの対応はガイドラインとして出てはおりますが、10キロワット以下の設備、個人住宅等や小さな規模については、まだ対象になっていないのが現状でございます。

対象となる発電事業者につきましては、毎年売電収入から積立金をしておりますので、そちらのほうはよろしいかと思っておりますが、全体像、今後10年をかけまして、国のほうの制度をしっかりと見ながら、撤去や処分に対しまして考えていかなきゃいけないと感じておりますが、今のところ、自治体独自で検討、支援するものではないと考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○10番（操 知子） 以上です。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で操 知子議員の一般質問を終わります。

通告順位4番 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私からは1点、残薬削減について、理事兼健康介護課長へ質問させていただきます。

まず、残薬とは、医師から処方された薬を、飲み忘れや体調の変化などで飲みきれず、本来必要な量以上に余ってしまう状態を指します。

全国的にも高齢化の進行に伴い、生活習慣病などの慢性疾患を抱える方の増加が進む中、複数の薬剤が処方される多剤服用や、服薬の管理が難しくなるケースが増え、残薬が大きな課題となっております。

厚生労働省の試算によると、残薬によって無駄になっている医療費は年間約500億円に上るとされ、経済的な損失だけでなく、誤服薬や重複投与による健康被害、さらには服薬意識の低下など、医療の質そのものにも影響を及ぼすと指摘されています。

残薬の多くは、風邪薬のような一時的な処方ではなく、血圧、糖尿病、脂質異常症な

どの慢性疾患の定期的な処方から発生しております。そのため、支援につながらないまま、長期間にわたり家庭内に蓄積してしまうケースも少なくありません。

また、本市でも高齢者世帯や単身世帯の増加により、服薬状況が周囲から把握されにくく、残薬が可視化されないまま蓄積してしまう状況が懸念されております。

こうした残薬は、医療費の無駄にとどまらず、服薬間違いや体調悪化を招く要因にもなり得ることから、地域全体での早期発見と支援体制の強化が必要ではないかと考えます。

以上のことを踏まえ、1点、理事兼健康介護課長へ質問させていただきます。

本市における残薬の現状について、どのように認識されているのか、また、その取組状況について伺います。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

御質問の山口市における残薬の現状の認識と取組状況についてですが、現在実施しております服薬相談事業を通じた薬局や医療機関からの情報、また、市民の皆様からの相談状況等から、特に高齢者を中心に、飲み忘れや自己判断による服薬中止による残薬が、一定程度、発生しているものと認識しております。

残薬が生じる主な要因としては、服薬する薬の種類の高さや、複雑な服用方法、生活環境の変化による飲み忘れなどが上げられます。

この残薬は、医療費の無駄となるだけではなく、本来の治療効果が得られない、あるいは誤った服用による健康被害を引き起こす可能性もあることから、その削減は重要な課題と捉えています。

また、現在、山口市薬剤師会と連携し取り組んでいる服薬相談事業においては、多剤処方をされている方の自宅へ保健師が訪問し、残薬等、薬の管理に課題が確認された方については、薬剤師と同行訪問を行い、実際に残薬数や飲み方などの確認、指導を行いながら、処方薬剤の調整などを、かかりつけ医、かかりつけ薬局と連携して行っております。

今後においても現在の取組を継続し、市民の皆様の健康増進と医療費の適正化という2つの目標を達成するために、事業の効果を確認しながら実施してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 再質問させていただきます。

まず、保健師などによる多剤服用者に対して、個別訪問により実態を把握することは、

患者の服薬支援や残薬の削減にもつながる大変重要な取組であり、本市としても継続すべき事業であると認識しております。

先ほどの答弁では、残薬が発生する要因として、服用する薬の種類の高さや、複雑な服用方法、生活環境の変化などが上げられましたが、それとともに、患者様の中には、飲み忘れなどで薬を余らせてしまったことに対する後ろめたさを感じてしまい、飲み忘れたことを医師に伝えづらくなるという心理が発生し、これも一つの残薬発生の一因にはなっているのではないかと考えます。実際に医療の現場でも、医師に薬が残っていることを伝えづらいという声も上がっています。

薬局では、患者様から得た情報を医師へフィードバックし、残薬を解消するケースもあります。しかしながら、市内には、現在、院内処方診療所もあり、薬剤師が介入しないため、服薬状況を共有しにくいという課題もあります。

また、高齢の方の場合、御家族が同席して、患者本人の代わりに状況を代弁していただけるケースもありますが、そのような場面は多くはなく、飲み忘れなどの残薬の状況を自らその場で申し出ることがなかなか難しいことから、実際の服薬状況を正確に把握することは難しいのが現状です。

そのため、残薬の存在が明らかになるのは、病院に通院することが難しくなり、在宅医療などの検討が始まる段階になったときに、初めて大量の残薬が見つかるケースも少なくありません。それまでの間、服薬されていなかった薬剤が廃棄されることで、医療資源の損失や、不要な医療費の支出が発生しているということになります。

だからこそ、こうした状態に至る前のより早い段階で、相談できる入り口をまず整えることが重要ではないかと考えております。

例えば、定期的に市民を対象とした相談会を実施し、病院、診療所、薬局、地域包括ケアセンターなどが連携して、実効性のある仕組みを構築していく必要があります。

そのため、今後は個別訪問による、今まで継続してきた点の支援と、地域全体へ広げる面の支援を組み合わせることが、残薬の削減につながるものだと考えております。

医療費の適正化、医療資源の有効化、そして地域の方の適切な服薬管理を行う上で、新たな施策が必要ではないかと考えております。

そこで、理事兼健康介護課長へ、1点、再質問させていただきます。

市として残薬削減につながる体制づくりを、今後、どのような方向性で進められていくのか、お尋ねします。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

御質問の残薬削減につながる体制づくりをどのような方向性で進めていくかについてですが、1つ目に、関係機関との連携強化として、現在実施中の服薬相談を継続、拡充し、かかりつけ薬局などの活用を市民に啓発することで、残薬調整や他職種連携の中心的な役割を担っていただきたいと考えております。

また、地域包括支援センターやケアマネジャーなどが在宅で生活する高齢者等の残薬の状況を早期に把握し、山県市薬剤師会が作成されている薬剤師連携シートを積極的に活用しながら、薬局や医療機関へ情報提供を行い、適切な服薬につながるよう、指導をいただく仕組みをつくっていきたいと考えております。

2つ目に、市民への啓発と相談機会の確保として、残薬を放置することのデメリットや、薬が余ったらまず薬局へ相談するという行動変容を促すため、広報やホームページ、イベントなどを活用した啓発を強化してまいります。

また、現在の服薬相談に加え、地域包括支援センターや保健師による訪問指導時など、市民が気軽に相談できる接点を増やすよう努めてまいります。

これからの取組を通じて、山県市薬剤師会をはじめとする関係機関と一体となり、市民一人一人に寄り添った継続的な残薬管理サポート体制を確立し、残薬の削減と市民の健康保持に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で、河合雅俊議員の一般質問を終わります。

通告順位 5 番 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、私は一般質問の取組についてを質問いたします。

議会の役割は、議会に提出された議案を審議し、その可否を判断するだけではなく、執行機関に対して、監視する機能を有しており、その機能を最大限に発揮し、地方公共団体の一般事務などに関する質問を行い、見解を求めることができます。

一般質問は、疑問点と自己の意見を述べることができるという、まさに議会議員の晴れ舞台と言っても過言ではありません。

一般質問は他の問答と違い、的確な答弁を期待する意味から、発言通告書を提出し、要旨を記載する仕組みになっています。通告書の提出は極めて重要な意義を持っています。

近年は、定例会のみ許される一般質問が、あたかも儀礼的なやり取りに変化したのではないかと、いささか疑念を持っています。

愛知県小牧市議会では、質問原稿などを受ける側の職員が作成していたことが明るみ

に出たことは、新聞報道で知りました。原稿をそのまま読み上げたことも周知の事実のようです。

山縣市議会でも、先回、一般質問の当日、再質問を通告していない状況の中で、執行部から、予告のない再質問は受け取れないとの話があったやに聞き及んでいます。

質問原稿や再質問の資料を職員が作成することについて、執行部の見解を尋ねます。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 御質問にお答えいたします。

まず、一般論で申し上げますと、議員の一般質問のテーマや内容につきましては、地域住民の方々の御意見は無論、新聞やテレビなどのメディアでの情報、近年ですと、SNSなどからの情報も基になっているものと考えられます。そのように考えた場合、その情報源が市職員の場合も当然に考えられるわけでございます。

すなわち、一般質問につきましては、誰がその質問案を作成したかということよりも、様々なそういった情報の中から、誰が、すなわち議員さんが、何をセレクトして発信したかということが重要なのだと考えられます。

ですので、仮に市職員が質問案を作成に関与していたとしても、それを質問すべきと判断されて発言された議員御自身の御判断が最も大切ではないかと考えられるところでございます。

ただし、市議会議員が市職員に圧力をかけて作成させるようなことがあったり、逆に市の職員が市議会議員に質問をしていただくようなことを御依頼申し上げるようなことは、厳に慎まれるべきことと考えられます。

なお、執行部から予告のない再質問は受け取れないとの話があったとのことにつきましては、私は認識はいたしておりません。少なくとも私自身、私が一般職であったときから今日までの十数年間で、質問を受け取れないなどといったような対応をしたことは一度もございません。

ただ、議員御発言のように、発言通告の趣旨は、的確な答弁が期待されての制度でございますので、可能な限り、発言通告の趣旨が発現されるような運用が目指されることは論をまたないところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○11番（山崎 通） 終わります。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で、山崎 通議員の一般質問を終わります。

通告順位 6番 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させて

いただきます。奥田真也でございます。

私からは3点質問させていただきます。

それでは、まず1点目、部落差別解消に向けた取組について、福祉課長にお伺いをいたします。

平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律、部落差別解消推進法が施行されています。

部落差別の問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題であると言えます。

この部落差別解消推進法の第1条（目的）には、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」とあります。

法務省人権擁護局が令和2年6月に「部落差別の実態に係る調査結果報告書」をまとめており、平成27年から平成29年の3年間ににおける人権相談の総件数は年間400件超で推移しており、「差別落書き等の表現行為」及び「特定個人に対する誹謗中傷」が、いずれの年もそれぞれ全体の15%前後を占めています。さらに、「結婚・交際に関する差別」は、いずれの年もおおむね全体の10%となっているとのことです。

このように、いまだに続く部落差別の問題ですが、この解消には教育や啓発の果たす役割は大きいといわれています。

そこで、福祉課長にお伺いをいたします。

法務省人権擁護局が作成をした「部落差別の実態に係る調査結果報告書」にあるように、いまだに続く部落差別の問題ですが、部落差別解消推進法の第5条（教育及び啓発）には、「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」とあります。

山口市において、現在までどのような啓発などが行われたのか、また、今後、どのような啓発などを予定しているのか、福祉課長にお伺いをいたします。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、部落差別解消のための啓発などについてでございますが、山口市は部落差別解消推進法に基づき、部落差別を解消する必要性に対する一人一人の理解を深めるため、地域の実情に応じた必要な教育及び啓発を、人権教育、相談の拠点である隣保館を中心に推進しております。

隣保館では、教育啓発として、子供たちを対象にした習字教室を開催するとともに、各種講座を開設し、地域交流の促進を図っております。このほか、人権啓発パネル展を開催するなど、様々な機会を捉えて啓発に努めております。

令和5年3月に改定した山口市人権施策推進指針を山口市ホームページで公開し、啓発するとともに、部落差別解消または人権教育に資する啓発物品の配布や、市民や市内教職員を対象とした法務省の地方委託事業である人権教育講演会を実施しております。市内小中学校におきましては、社会科や特別の教科、道徳を中心に、部落問題等に関する学習を行っています。

これら教育啓発のほかに、相談体制として、全国や県の隣保館協議会と連携し、部落差別問題をはじめとした人権に関する相談窓口を隣保館に置いております。

また、山口市人権擁護委員により、人権に関する相談窓口が月1回開催され、電話や来所による受付、地方法務局の職員や市と連携して行われております。これら相談窓口において、部落差別の問題に関する相談があったとは聞いておりません。

御質問の2点目、部落差別解消のための今後の啓発等についてでございます。

今後の啓発につきましては、部落差別を解消する必要性に対する一人一人の理解を深めるため、啓発冊子やリーフレットを作成し、将来を担う子供たちや市内企業へ周知を行う予定です。

相談に適切に対応できるよう、引き続き隣保館職員が研修を受講し、研さんに努めるとともに、住民票や戸籍謄本等の不正取得を防ぐための、本人通知制度の利用促進を図っていきます。

県、そのほかの自治体、人権擁護委員など、関係機関と連携し、部落差別の解消に向けた継続的な教育、啓発活動に取り組んでまいります。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 福祉課長の答弁により、現在までの教育や啓発についての実施状況、また今後の啓発については、啓発冊子やリーフレットを作成し、将来を担う子供たちや市内企業への周知を図っていただけることが理解できました。

さきの質問でも申し上げましたが、部落差別解消推進法の第5条（教育及び啓発）には、「必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」と書かれています。

部落差別解消推進法の施行の前となる平成12年に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権教育啓発推進法が施行されています。これは、「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的」とした法律となり、部落差別も含めた法律となっています。

大阪府大東市が、令和7年3月に「あなたの疑問に答えます～部落差別の解消をめざして～」という冊子を作成し、啓発に努めていますが、非常に理解しやすい内容となっています。その冊子の中には、大東市で実施されている人権研修や、部落問題や人権問題について考える機会や、小中学校における部落問題学習などが掲載されています。人権尊重のまちづくりを真剣に目指していると感じるところです。

大東市は、大東市差別撤廃・人権擁護都市宣言を平成4年に、大東市人権尊重のまちづくり条例を平成13年に、大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例を令和3年に施行しており、部落差別だけではなく、人権啓発のための取組を先進的に進められています。

部落差別解消推進法が平成28年に施行されて以降、埼玉県さいたま市や、奈良県橿原市などは、部落差別の解消の推進に関する条例を施行しています。法律と条例の二段構えは非常に有効な手段の一つではないかと考えます。しかしながら、岐阜県内市町村においては、条例はいまだつくられていないのが現状です。

そこで市長にお伺いをいたします。岐阜県内において初の部落差別の解消の推進に関する条例、もしくは大阪府大東市のように、差別撤廃・人権擁護都市宣言や、人権尊重のまちづくり条例など、差別のない山県市を実現するために、早期に制定する意向はどうか、市長にお伺いをいたします。

○議長（古川雅一） 林市長。

○市長（林 宏優） 再質問にお答えをいたします。

再質問の部落差別の解消の推進に関する条例の制定等の意向についてでございますが、山県市におきましては、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見に基づく行為が、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないという強い立場を取っております。そのために、教育や啓発活動を通じて、市民一人一人が部落差別問題を正

しく理解し、互いの人権を尊重し合える共生社会の構築を目指しております。

現時点におきましては、この部落差別解消に関する条例の制定等は予定しておりませんが、こうした条例制定の必要性につきましては、県当局ですとか関係市町村と意見交換等を行う中で、研究といいますか、検討を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 市長の答弁により、条例制定の必要性を県や関係市町と研究を続けていただけるとのことですので、次の質問に入りたいと思います。

公共施設について、生涯学習課長にお伺いをいたします。

令和6年12月5日より、公共施設予約システムのリニューアルと、スマートロック、スマートキーBOXの導入がスタートいたしました。

スマートロックとは、メールなどにて届く暗証番号を入力することでロックが解除され、その公共施設の中に入ることができるものであり、スマートキーBOXは同じく暗証番号を入力することで中にある鍵を取り出すことができ、鍵を使用し、その公共施設の中に入ることができるものです。これはメリットが非常に大きいものであり、鍵の紛失や複製のリスクを低減することができ、窓口などでの鍵の受け取りや、返却の手間を省くことができ、管理コストの削減にもつながると思います。

公共施設予約システムについては、それぞれの施設の選択がしやすく、また、時間ごとで空いているかどうか色が分かるようになっており、利用したい方にも分かりやすくなっています。個人でも団体でも利用者登録が可能であり、申込みに行く必要もないことから、利用者にとっても便利になっていると感じるところです。

そこで、生涯学習課長に2点、お伺いをいたします。

1点目、公共施設予約システムのリニューアルや、スマートロック、スマートキーBOXの活用は、画期的なシステムだと思っています。この活用により、職員の負担軽減につながっているのかどうか、また、利用者とのトラブルなどは大丈夫かどうか。

2点目、利用者の多い総合体育館は、公共施設予約システムでは申込みできない仕組みになっていますが、今後、インターネットを介した予約申込みができるような検討はされているのか。

この2点を生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（古川雅一） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 御質問にお答えします。

御質問1点目の、公共施設予約システムのリニューアルやスマートロック、スマート

キーBOXの活用により、職員の負担軽減につながっているかについてでございますが、リニューアル前は、特に学校開放施設の利用において、電話や生涯学習課窓口において職員が対応しておりましたが、現在はシステムを利用した利用申請が主となっており、職員の対応業務が大幅に減少したことに加え、紙媒体での利用申請から電子媒体による申請に切り替えたことにより、ペーパーレス化による職員の負担軽減も図られたと捉えております。

また、利用者とのトラブルなどは大丈夫かどうかについてでございますが、現在は利用者とのトラブルはございませんが、リニューアル直後には山口市が送信したメールの未読、迷惑メールへの自動振り分けにより暗証番号が確認できず、スマートロックの施錠、解錠ができないことがございましたが、施設を利用できなくなるなど、大きなトラブルには至っておりません。

御質問の2点目、総合体育館において、今後、インターネットを介した予約申込みができるような検討についてでございますが、これまでと同様な予約方法を保持しつつ、一方で、平日など空いている時間帯の予約方法については、利便性や稼働率の向上につながるインターネット予約を含む方法について、よく研究していきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 生涯学習課長の答弁により、予約システムや、スマートロック、スマートキーBOXの導入により、対応業務の大幅な減少や、ペーパーレス化により職員の負担軽減につながっているとのこと、大きなトラブルもないとのことと安心していただきましたし、総合体育館についても利便性や稼働率向上に向けて研究いただけることが理解できました。

さて、11月15日に、いわ桜コミュニティセンターにて、市議会が行っていた活動の報告と、市民の皆さんの意見を伺う市民対話集会が開催されました。土曜日ということで、美山支所は中に入れないうち施錠され、無人の状況の中、会議室前にあるスマートロックに暗証番号を打ち込むことで、部屋に入ることができ、スマートロック、スマートキーBOXシステムの便利さを体験することができました。

さて、公共施設は体育館やグラウンドだけではなく、いわ桜コミュニティセンターのような公民館なども公共施設となります。それらも公共施設予約システムやスマートロック、スマートキーBOXを運用することにより、より便利に、また職員の負担軽減にもつながるのではないのでしょうか。

そこで、再質問を生涯学習課長にお伺いをいたします。

公民館などの公共施設においても、公共施設予約システムでの予約や、スマートロック、スマートキーBOXを活用することにより、利便性が増し、職員においては負担軽減につながるのではないかと思います。今後、検討していくお考えはあるか、生涯学習課長にお伺いをいたします。

○議長（古川雅一） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 再質問にお答えします。

御質問の今後の公民館など公共施設における公共施設予約システムでの予約や、スマートロック、スマートキーBOXの活用でございますが、議員の御意見のとおり、公共施設において市民の利便性の向上、民間の方への鍵管理に係る事務の削減など、様々な観点から、スマートロック、スマートキーBOXの活用について、今後、検討させていただきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 暫時休憩いたします。

議場の時計で13時から再開いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 生涯学習課長の答弁により、公民館関係者と研究し段階的に取り入れていけるよう検証いただけるとのこと、何より職員の皆さんの負担軽減につながるようにしていただけたらと念願し、次の質問に入ります。

学校貸与タブレットの運用について、学校教育課長にお伺いをいたします。

文部科学省の国策としてのGIGAスクール構想の更なる推進によると、全国学力・学習状況調査において、ICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びに取り組むほど、平均正答率が高い結果が出ている、約9割の児童生徒が、友達と考えを共有したり比べたりしやすくなるなどのICT機器活用の効力感を実感できる、ICT機器の効力感に肯定的に回答した児童生徒ほど、挑戦心・自己有用感・幸福感等に関して肯定的に回答している、コンピュータ活用型調査（CBT）であるPISA2022、これは義務教育修了段階の15歳の生徒が持っている知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを測ることを目的とした調査においてですが、日本は世界ト

ップレベルとのことであり、1人1台端末により、タブレットは鉛筆やノートと並ぶマストアイテムになり、子供たちにとってもよりよい効果が出てきているのではないかと感じるようです。

このように、授業における活用はすばらしい効果が出るものであると思いますが、子供のタブレットを扱う姿を見ていると、大人顔負けで機能を使いこなしており、目的外使用につながることも簡単にしてしまうのではないかと危惧するところです。

現役の数学を教えている中学校の先生が作成しているサイト、「中学数学プリントダウンロード」というサイトに、「学校のタブレットが原因で起きたトラブル事例10選！」として、学校のタブレットが原因で起こった実際にあったトラブルを10個、紹介されています。それによると、授業中にゲーム、勝手にパスワードを変更してしまう、友達の画像を面白おかしく加工、エアドロップ爆弾、家でゲーム三昧、乱暴に扱って破損、人のタブレットを隠す、学校の電話番号を使ってWeb登録、友達を隠し撮り、自分のSNSアカウントにログイン。学校が貸与しているタブレットは、授業にて使用するのが本来ですが、いろいろな機能を有するタブレットを使いこなすことで、トラブルに巻き込まれ、子供たちが被害に遭う、そのようなことがないように対策することが必要ではないでしょうか。

そこで、学校教育課長にお伺いをいたします。

令和7年第2回定例会において、小中学校1人1台端末の更新購入において、議会において議決をしています。この子供たちに新しいタブレットが届くタイミングをもって、今までに起こった事件や、先ほどお伝えした「学校のタブレットが原因で起きたトラブル事例10選！」のような事案を未然に防ぐために、タブレットの要綱などを見直し、子供や保護者に目的外使用をしないように更なる周知が必要だと思っておりますが、そのお考えを学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問にお答えします。

1人1台端末の利用要綱の見直しについてでございますが、山口市では小中学校における1人1台端末の貸与につきまして、山口市として定めた山口市立小中学校学習用タブレット機器等貸与規程を基に、各学校が学年や授業形態に応じて、タブレットパソコンのルールを作成しております。このルールを子供や保護者に説明した上で、貸与に関わる誓約書を保護者に書いていただいて、適切かつ安全な活用を進めています。

御懸念いただいたような、不適切なサイトへのアクセスや、パスワードの勝手な変更など、技術的な対策としましては、ウェブフィルタリングソフトを活用し、学習に不要

と判断したコンテンツを一括制御しております。また、家庭での過度な利用、破損や隠し撮りなどの不適切な利用に対しては、教員が指導の機会と捉え、情報モラルや自律を育む教育の一環と考えております。

また、発達段階に応じた情報モラル教室等を実施して、未然防止にも努めております。

今後も、技術的な制御や、指導内容の充実を図り、各学校の運用を支援するとともに、保護者、地域と協議しながら、改善を重ねてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 学校教育課長の答弁により、各学校の運用を支援しつつ、保護者、地域と協議しながら改善を重ねていただけるとのこと。質問でも申し上げましたが、タブレットは鉛筆やノートと並ぶマストアイテムとなりつつあると思いますので、適切な運用に向け、御尽力いただきたいと思います。

さて、私は10月30日に、「学校」「子育て」「保育」を支援する最新技術展である第2回こども×T e c h 関西に伺いました。

不登校児童・生徒が学べ、話せ、安心できるメタバース空間や、合同部活に向けた指導員向け研修システム、生徒手帳DX化など、素晴らしい技術などを見学させていただく中で、今回、学校貸与による1人1台端末、このタブレットの安心・安全を守るという意味においては、AIを活用し、トラブルを検知し、未然に防ぐシステムを開発したブースもあり、こういうシステムがあれば、生徒・児童による盗聴、盗撮、チャットいじめにも即応ができ、先生や子供を守ることにつながるのではないかと感じるようです。

そこで、学校教育課長にお伺いいたします。新しいタブレットが導入されるこのタイミングで、AIをうまく活用し、トラブルを未然に検知し、防ぐことができれば、先生や子供を安心・安全に守ることにつながると思いますが、今後の運用についてのお考えを学校教育課長にお伺いし、私からの質問を終わります。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問にお答えします。

トラブルを未然に検知するシステムの構築についてでございますが、山県市教育委員会が把握している1人1台端末に関わるトラブルは2年間で4件報告されております。その内容は、他人のパスワードの無断使用、無断で友達を撮影などがあります。このような問題行動を未然に防ぐためには、各校では、児童・生徒や保護者に向けた情報モラル教育を進めております。

また、県の教育委員会では、児童・生徒が個人で使用している情報端末も含めて、学

校教育ネット安全・安心推進事業において、ネットパトロールを行っております。このシステムは、子供たちのSNSの書き込みのキーワードをAIがリスクレベルに応じて危険性を判断し、その書き込みの内容を市町の教育委員会を通じて各校へ情報が共有されるというものです。

現段階では、問題行動を未然に検知するシステムの導入は検討しておりませんが、こうした事案が未然に検知できるシステムの教育的利用については、学校現場の声を聞きつつ、検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で、奥田真也議員の一般質問を終わります。

通告順位 7 番 田中辰典議員。

○5 番（田中辰典） 議長に許可をいただきましたので、通告どおり 1 点質問させていただきます。

質問事項、カーボンマイナスに向けた森林整備について、市長、農林畜産課長、市民環境課長にお尋ねします。

今年度が、国の全国森林計画、岐阜県の長良川地域森林計画に沿って、山口市において、令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までの山口市森林整備計画樹立の年であります。担当におかれましては、年度末の樹立に向けて鋭意作成中のことと思います。

今期がカーボン・マイナス・シティ宣言してから初の森林整備計画樹立であり、森林率約 84% を占めている山口市においては、カーボンマイナス実現に向けては、森林整備及び森林資源活用が不可欠であり、国や県が推進しているカーボンクレジットの取組には、森林整備計画に基づいた森林整備が必須とされております。

そこで、5 点、お尋ねいたします。

以前、令和 6 年第 3 回定例会において、市長に質問させていただいておりますが、山口市森林整備計画に、カーボンマイナスに向けた取組の反映について、樹立前で公表できない部分があるかと思いますが、御発言できる範囲で構いませんのでお聞かせ願います。

また、当市において、豊富な森林資源を利用した木質バイオマスの活用も、カーボンマイナス実現に向けて重要ではないでしょうか。近年の化石燃料の高騰もあり、市施設をはじめ、市内企業、さらには家庭へのペレットストーブの導入推進助成も検討する必要があるのではないのでしょうか。農林畜産課長にお尋ねします。

さらに、例えば、市内に木質ペレットなど木質バイオマス燃料の製造企業を誘致し、市民に安価に提供なども考えられるのではないのでしょうか。農林畜産課長にお尋ねし

ます。

岐阜県も脱炭素社会ぎふの実現を目指し、江崎知事が、新しいエネルギー、木質バイオマス燃料バイオコークスの研究開発に取り組んでいるとのユーチューブ配信の知事記者会見も拝聴しました。カーボンニュートラルよりも、ワンランク上のカーボンマイナスを宣言した県内唯一の自治体として、木質バイオマス関係についてどのように考えておられるか、市民環境課長にお尋ねします。

なお、カーボンマイナスに向けた森林整備を進めるに当たって、林業に従事する担い手の確保、育成も必要であり、林業事業者への支援はもとより、近年、全国的に取組が広がっている自伐型林業による森林整備を行う者への支援や環境整備が必要ではないかと考えます。交流人口、関係人口、定住人口の創出に向けた取組と併せ、市山間部への定住人口を誘致し、林業事業者への就職や、自伐型林業への就職のサポート等についてはどのようにお考えか、農林畜産課長にお聞かせ願います。

○議長（古川雅一） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 御質問の2点目と5点目についてお答えします。

御質問の2点目、木質バイオマスの活用及びペレットストーブへの推進や助成についてでございますが、森林伐採時に発生し、放置された間伐材等の木質バイオマスをエネルギー資源として利用促進することは、脱炭素社会づくりの重要な要素の一つであると考えております。

また、岐阜県では、化石燃料から木質燃料への転換を誘導する目的で、公共施設などに木質資源を利用したボイラーやストーブの導入を支援する木質バイオマス促進事業を実施しております。山縣市としましても、本事業の導入を、各法人事業団体などへ啓発していくとともに、民間への需要も注視してまいりたいと考えております。

御質問の5点目、林業事業者への就職及び自伐型林業への就職サポートについてでございますが、山縣市では、林業事業者への就職及び定住を目的とした林業就業移住支援事業を実施しております。本事業は、東京圏からの移住支援事業に該当しない方で、県外からの林業を志した市内移住者に対し、単身者60万円、世帯者では100万円の支援を行っており、引き続き支援してまいりたいと思っております。

さて、自伐型林業とは、一般的な林業と比べ、小規模な施業であるため、機械などの初期費用を低コストに抑え、長期的な間伐を繰り返すことで、森林資源を持続的に活用できると想定されます。

一方、兼業でも可能であるがゆえに、森林の特性を見極める力や、適正な間伐方法などの専門的な知識や技術を習得するための時間が必要になること、また、経営が軌道に

乗るまでに数年かかり、初期収入は不安定であることなどが懸念されております。

山縣市としましては、自伐型林業の就業サポートの需要も注視しつつ、市内林業事業者が山縣市森林環境整備事業補助を活用することで、新規就労者や、若手人材の育成に努めていただき、持続可能な森林整備を推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。私からは3点目と4点目の木質バイオマス燃料の現状と、岐阜県が取り組んでいるバイオコークスについてお答えいたします。

まず、木質ペレットなどの木質バイオマス燃料につきましては、薪や木質燃料であるペレット、木材を細かく切削したチップ、樹皮や廃材などが上げられ、水分量を適切に管理すれば燃焼時の環境負荷を低減することが可能であるとされているため、環境に優しいエネルギー資源であるとされております。この木質バイオマス燃料の原料である樹木につきましては、光合成によって二酸化炭素を吸収していることから、燃焼すると、その分、二酸化炭素を排出いたしますが、伐採した森林が更新されると、光合成により再び二酸化炭素を吸収するため、結果、大気中の二酸化炭素量に影響を与えないとされております。

木質バイオマス燃料を製造するプラント数につきましては、全国で80か所ほどあり、県内では数社の事業者があるようで、バイオマス燃料の製品は種類によって製造工程も異なり、製造コストも様々ようです。

ペレットやチップを利用する発電ボイラーにつきましては、正常に稼働させるため、品質規格が定められたバイオマス燃料を大量かつ安定的に確保する必要があります。

また、バイオマス発電事業についても、燃料となる材木の調達には大変苦慮されているのが現状で、県外のバイオマス発電施設では、FIT固定価格買取終了後の収入減と燃料の調達難により、採算の見通しが合わなくなったため、撤退した事例もあるようです。

次に、岐阜県が取り組んでいますバイオコークスについて御説明いたします。

岐阜県では、10の目指すべき目標のうちの一つに掲げる、山林や堆肥などを活用したクリーンなエネルギーの供給の実現を目指して、環境に優しい固形燃料であるバイオコークスについての研究が進められております。この事業は、産学官が連携して、原材料の収集、生産、消費といった一連の供給システムを検討し、バイオコークスを通じたまちづくりや、エネルギーの地産地消の在り方など、岐阜県から全国に横展開できるよう

研究していくと報道がなされたところです。

現在は、飛騨地域の自治体を中心に、牛ふんなどを活用したコークスを製造し、供給システムの研究が進められている状況です。

今後、木質バイオマス燃料と、岐阜県が研究していますバイオコークスにつきまして、脱炭素事業の一助になることから、さらなる情報収集に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 林市長。

○市長（林 宏優） 私からは、森林整備計画につきまして、御質問にお答えしたいと思います。

山県市森林整備計画は、地域の実情に応じて、地域住民等の理解と協力を得つつ、植えて、育てて、切るといった、この森林の整備と、土石流の流出の防止ですとか水源の涵養といった、山林の多面的機能の保全を目的としたゾーニングや保安林の管理を推進するために作成し、今、変更に取り組んでいるところでもございます。

適時に伐採し、造林、そして間伐を行うなど、適切な森林整備を推進することが、効果的な二酸化炭素の吸収、ひいてはカーボンマイナスにつながると考えております。

従来の住宅への木材供給といった既存の活用法だけでなく、木質バイオマス発電の有効活用が望まれる早生樹の植樹の記載など、国や県の補助事業の動向を捉えながら、林業事業体とこういった情報を共有しながら、市内の森林整備がより推進できるよう、計画の策定に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） それでは再質問させていただきます。

まず、今回の森林整備計画は、本市がカーボン・マイナス・シティを掲げてから初めての計画であり、適切な森林整備を進めることが、二酸化炭素の吸収量の増加につながるだけでなく、将来的には国や県が進めているカーボンクレジットの仕組みを活用する上でも非常に重要になってくると考えております。

そこでお伺いします。この森林整備計画の中に、カーボンマイナスに向けた二酸化炭素吸収量の見える化に加え、将来的なカーボンクレジット（J-クレジット等）の活用も視野に入れながら、目標や指標を整理していくことについて、市長としてどのようにお考えか、お聞かせいただければ幸いです。

次に、2点目、木質バイオマスの活用とペレットストーブについてです。県の木質バイオマス促進事業の紹介や、各法人への啓発、民間事業の注視という御答弁でしたが、

カーボンマイナスを、本市としては啓発にとどまらず、市自らモデルを示すことが重要ではないかと考えております。

例えば、公共施設の一部にペレットストーブや木質ボイラーを試験的に導入し、その運用実績をデータとして蓄積する、その事例を市内企業や家庭への普及啓発に生かしていくといったモデル的な取組も検討できるのではないのでしょうか。

公共施設などでモデル導入や、それを踏まえた普及促進について、今後の検討のお考えをお聞かせください。

3点目、木質ペレットなど、木質バイオマス燃料の製造、利用について、再度お伺いします。

御答弁では、発電ボイラー用の燃料を大量かつ安定的に確保する難しさや、FIT終了後の撤退事例など、大規模発電事業の課題を御説明いただきました。大規模な発電事業としては、慎重な検討が必要であることは理解いたしました。

一方で、本市のような中山間地域では、発電ではなく地域の公共施設や福祉施設、環境拠点などでの熱利用を中心とした小規模なボイラー活用、自伐型林業や地域の林業事業者が関わる身の丈に合った規模の製造、乾燥設備といった、小規模分散型の木質バイオマス利用の方向性も考えられるのではないかと思います。

まずは、市内の林業事業者や森林組合、自伐型林業を志す方々と意見交換の場を設けるなどして、現場のニーズと可能性を把握することから初めていただきたいと考えますが、そのような検討の場づくりについて、前向きに取り組んでいただけるか、お考えをお聞かせください。

次に、4点目、御答弁では、県の取組内容や、現在は飛騨地方を中心に牛ふん等を活用した研究が進められていることを御説明いただき、今後、情報収集に努めるとのことでした。

本市は、県内で唯一、カーボンマイナス宣言している自治体でありますので、将来的には単なる情報収集にとどまらず、例えば、研究や実証のフィールドとして本市も候補になり得るのか、市内の畜産農家や林業との連携により、原材料供給やモデルづくりに関われないか、こうした観点から、県との積極的な連携の可能性を探っていくことも重要ではないかと考えます。

県のバイオコークス研究に対して、本市として中長期的に、どのような関わり方があり得るとお考えか、現時点でのイメージや今後の検討の方向性をお聞かせください。

最後に、林業就業者移住支援事業や自伐型林業の特徴と課題について、丁寧に御説明いただきました。

まず、この移住支援事業につきましては、差し支えのない範囲で結構ですので、これまでどのくらいの方が利用され、その後も市内で就業、定住されているケースがおおむねどの程度あるのか、概要だけでも教えていただけるとありがたいです。制度の効果を共有できると、市民の理解も深まると感じております。

また、自伐型林業については、初期の所得面や技術習得の点で課題があるとの御説明でしたが、だからこそ、例えば先行して取り組んでいる方や、林業事業体から学べる勉強会や、見学の機会や、国や県の支援策の情報をまとめて提供するような場などがあると、挑戦しやすくなるのではないかと感じております。今後、こうした学びの場づくりや、情報提供について、無理のない範囲で検討していただくことは可能でしょうか。今のお考えをお聞かせください。

○議長（古川雅一） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 御質問の2点目、3点目、5点目について、お答えします。

御質問の2点目、ペレットストーブの公共施設でのモデル導入や、それを踏まえた普及促進についてでございますが、山県市におきましては、平成15年度に、グリーンプラザみやまの管理棟フロアにペレットストーブの導入実績がございます。現在、公共施設においてペレットストーブを試験的に導入する予定はございませんが、やまがたお役立ちメールマガジンなどにて、情報発信してまいりたいと考えております。

御質問の3点目、小規模の木質バイオマス利用に係る意見の場づくりについてでございますが、現在3か月に一度ほど、山県市が森林整備の推進に必要な事項を検討するために、市内林業事業体を中心とした山県市森林づくり会議を実施しており、令和3年度には自伐林家型地域森林整備についても話題となったところでございます。今後も需要に応じて対応してまいりたいと考えております。

御質問の5点目、林業就業移住支援事業の実績及び自伐型林業に関する学びの場づくりや情報提供についてでございますが、令和6年度に1名の方が林業就業移住支援事業に申請されております。また、自伐型林業に関する学びの場づくりにつきましては、現在予定はございませんが、支援策などの情報提供につきましては、必要に応じて発信してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 再質問にお答えします。

4点目の御質問につきまして、様々な御意見、御提案をいただきました。山県市といたしましては、岐阜県が取り組んでいますバイオコークスの研究につきまして、どのよ

うな関わりができるか、現時点では想定しかねますので、今後とも注視し、情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 林市長。

○市長（林 宏優） 再質問でありました森林整備計画とカーボンマイナスの見える化と
いいますか、計画の中に数値ですとか、そういったものを入れたらどうかという、目標
ですとか、指標ですとか、そういったものを整理したらどうかという御質問でございま
すけれども、先ほど答弁させていただいたように、従来と違いますのは、今、山県市に
おきまして、山を伐採しまして、そしてユーカリですとか、キリの木ですとか、早く育
つ木を植えて、そういった実証実験がこれから行われようとしていますので、先ほ
どお話をさせていただいたように、早生樹の植樹の記載などを見る化の一端として計
画の中に入れさせていただくということです。

それから、目標とか数値につきましては、これは予算の伴うものでございまして、そ
れぞれの年度におきまして進めていくものでございますので、あくまでもそういったこ
とではなくして、国とか県の上位計画を勘案しながら、このカーボンマイナスに向けた
取組の内容も視野に入れながら、掘り下げながら、策定していきたいと考えております
ので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（田中辰典） 質問を終わります。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で、田中辰典議員の一般質問を終わります。

通告順位8番 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い2件の一般
質問をさせていただきます。

1件目です。教育ビジョン2025を踏まえた「学校外の学びの体系化」の進捗と今後につ
いて、お尋ねをいたします。

令和7年度から令和11年度までを計画期間とする山県教育ビジョン2025が、令和7年
3月に策定されました。

山県教育ビジョン2025は、従来の学校の枠組みにとらわれない、言わば学校らしくな
い学校を未来像として掲げています。地域と学校をつなぎ直し、生活と学習を自然に融
合させることで、子供の成長に必要な学びを学校の内外で連続的に保障していくという
考え方です。

その方向性の中でも、授業後の15時30分以降の学びを大切にし、アトリエ教室をはじ

め、探求、文化芸術、創造活動など、授業だけでは扱いきれない学びを学校外の場で支えていくことは、保護者の1人としても非常に魅力的であり、本市の教育の大きな強みであると感じています。

また、令和6年度の点検評価においても、未来塾、放課後子ども教室、体験型美術館、地域クラブ、遠隔授業など、学校外の学びの多くがA評価を獲得し、こうした多様な取組が点として確かな成果を生み始めていることも示されています。

その上で、これらのよい取組が増えてきた今だからこそ、子供たちが自分に合う学びをより選びやすく、続けやすく、そして自分らしく成長できる学びの選択肢がきちんと保障されているかという視点が、次の大切なステップではないかと考えます。

今後は、これらの学校外の学びを、点の集合として並べる段階から、子供が自ら学びを選び、継続できるように、仕組みとして体系化していく段階へと進めることが必要であると考えます。

そこで、お尋ねをいたします。教育ビジョン2025の方向性を踏まえ、未来塾やアトリエ教室、地域クラブ、文化財を生かした学び、遠隔授業、地域部活動など、学校の外で広がっている多様な学びを子供が選びやすく続けやすい仕組みとして、今後、どのように整理していくお考えでしょうか。

また、それらをどのようにつなぎ合わせ、統合的な学びとしてデザインしていく方針かお聞かせください。

さらに、こうした取組を単年度ごとの事業にとどめず、本市の教育の柱として将来にわたって発展させていくための中長期的な方向性についても、併せてお尋ねをいたします。教育長にお伺いをいたします。

○議長（古川雅一） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 御質問の学校外で広がっている多様な学びの統合及び中長期的な方向性についてお答えいたします。

前教育ビジョン2020は、学校が抱える問題へのアプローチが中核でした。学校にうまく適応できない児童・生徒の教育の機会を確保するために、学校外の新たな居場所としてこどもサポートセンターを設置しました。

また、学校の小規模化が進む中で、学校の規模には関係なく、児童・生徒が受ける教育の質を担保するために隣の学校との合同授業を行う、新たな義務教育の仕組みとしての山県学園構想を進めているところです。

他方、教育ビジョン2025は、時代が求める多様性の包摂や、個性の伸長へのアプローチが中核となります。

子供たちは、家庭の経済状況などに関係なく、学習や文化、スポーツ活動などの多様な経験にアクセスできることが、社会性や自己肯定感の育成、さらには将来の進路にも影響すると言われていています。

山県市の小学生や中学生には、放課後の学校を居場所として、誰もが安心して、様々な活動に参加できる仕組みを構築していく計画です。

これまでも、中学生の放課後の居場所として、公営の学習塾としての機能を持つ未来塾や、市内中学校3校の合同部活動は、一定の成果を上げてしていると捉えています。

また、新たな施策、アトリエ教室を稼働させ、放課後の学校で地域の大人が講師となり、子供に体験活動の場を提供したり、大人たちのサークル活動に子供も参加できるようにしたりすることで、子供はもちろん、地域の大人にとっても学びの場になることをコンセプトにします。

そのために、放課後の学校を子供中心にした多世代の学びの場にリメイクし、地域みんなの学校という未来の学校の形を、学校区ごとに具現していきたいと考えます。

まずは、5年間で導入期間とし、放課後の学校に子供たちが夢中になって活動する声が聞こえることが目標です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 再質問を行います。

御答弁から、山県市が学校の外の学びを放課後の居場所づくりにとどまらず、地域全体を巻き込んだ学びの基盤づくりとして位置づけているという方向性が伝わってまいりました。

山県市は決して大きな都市ではありません。しかし、その規模だからこそ、地域が日常的に子供たちに関わることができる教育環境が備わっていると感じています。

今、社会は、これまでの延長線では想像しきれないほどの変化を迎えています。AIやテクノロジーの急速な進展、価値観の多様化、見通しのつきにくい社会の到来、子供たちはこれから正解が一つではない世界を生きていくことになります。こうした時代を生き抜くためには、知識の多さだけでなく、自分で問いを立てる力、考え抜く力、現状を見つめて柔軟に発想する力、そして行動へ踏み出す力がこれまで以上に求められます。そして、その土台となる一つが、誰かと比較するのではなく、子供自身がこれが好き、これに夢中になれると心から感じた経験の積み重ねから生まれる、自分の軸を持つことだと言われていています。

今年度、伊自良中学校では、自然の中で学ぶワークショップを行い、子供たちが自分

と自然、社会との関わりを主体的に考える機会がありました。そこには、知識の正解を探す学びではなく、問いに気づき、その意味を考え続けるという、これからの社会で求められる学びの姿が見られました。こうした取組が、今後の放課後の取組とともに、相乗効果を発揮し、山県市の教育全体の中で、さらに豊かに育っていくことを期待しております。

最後に、この導入期間5年間を経たその後の姿、延長線上に、本市の教育がどのような将来像、どのような方向性を描いているのか、現時点でのお考えを教育長にお尋ねし、1件目の質問を終わります。

○議長（古川雅一） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 再質問にお答えいたします。

子供の頃に見た景色や体験は、生き方の軸をつくる原風景として心に刻まれます。

学校は、友達との付き合い方や先生との関わり方など、初めて体験するフラットな人間関係の中で、自分の成長を感じ、自立に向かう学びやであり続けなければならないと思います。

山県市が進める放課後の学校が具現化されれば、子供たちは地域の人との直接的なつながりを持ちながら、大人の生き方に間接的に触れることになります。このことは、きっと子供たちにふるさとの意識を芽生えさせるだけでなく、山県に脈々とつながる強みである、地域の子供は地域で育て応援するという原風景として、次世代に引き継がれていくと信じています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 次の質問に移ります。

2点目です。高齢社会対策大綱をふまえた第9期高齢者福祉計画の実効性向上についてお尋ねをいたします。

令和6年9月、国は新たな高齢社会対策大綱を閣議決定しました。今回の大綱では、年齢に関わらず活躍し続けられる社会の構築、独居高齢者の増加など環境変化への対応、そして、身体や認知機能の変化に応じた決め細やかな支援体制への転換という3つの柱が示されています。

一方、本市の第9期高齢者福祉計画では、令和7年度の高齢化率は39.2%と県平均より著しく高く、一人暮らしまたは高齢者のみ世帯が増加し、特に75歳以上で顕著であること、転倒不安は49.8%、85歳以上では74.4%と非常に高い状況であること、また、要介護となる主な理由として、衰弱、骨折、認知症が上位にあることが示されています。

国が示した課題と本市の実態はほぼ重なっており、第9期計画の施策をどのように実効性のある形で進めていくかが、これからの10年、20年を左右する大きな局面であると考え、以降、3点、お尋ねをいたします。

1点目です。高齢者の就労、社会参加支援の強化についてです。

大綱の第一の柱は、年齢に関わらず、希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築です。

本市の第9期計画には、健康づくり、生きがいくくり、地域活動の推進などが上げられていますが、就労や役割づくりという観点は、今後、さらに強化の余地があると考えます。

計画には、高齢者の多様な就業ニーズに対応し就業機会を確保すると同時に、地域や企業の要請に応えると明記されています。高齢者の経験や強みを生かし、短時間勤務や多様な働き方、さらに地域活動と組み合わせた新たな就労支援の仕組みを、本市としてどのように構築していくのか、また、こうした多様な働き方の実現に向けて、商工会や企業とどのように連携し、具体的に取組を進めていくのか、市の考えをお伺いします。

2点目です。独居高齢者の増加と見守り体制の強化についてです。

大綱では、独居高齢者の増加や、空き家、賃貸拒否などによって、住まいの確保が困難になっている現状を深刻な課題として示し、住宅と福祉を一体で考える体制づくりを自治体に求めています。

本市の第9期計画でも、美山地域を中心に独居高齢者が増加していること、支援が届きにくい高齢者への見守り強化が必要であることが示されています。独居高齢者は、生活課題が顕在化した際に早期に把握されにくく、必要な支援につながりにくいという特性があります。独居高齢者の増加が進む中で、市として地域差を含め、どのように現状を把握し分析しているのか、また、こうした状況を踏まえた見守り体制の強化について、関係機関との連携や取組の進捗をお聞かせください。

3点目です。認知症の早期発見と家族介護者支援についてお尋ねします。

大綱では、認知症の早期発見、医療と介護の一体的支援、家族介護者への支援の強化が示されています。

本市でも、認知症が要介護の主要な原因となっていることや、介護者の約半数が配偶者であり、その負担が大きいことが課題となっています。

認知症施策の充実に向けて、認知症初期支援体制が現在どの程度整備されているのか、認知症の早期発見を進めるための取組の進捗と、それを今後どのように強化していくのか、また、介護負担の増大に対応するため、レスパイトケアをはじめとした家族介護者

支援をどのように拡充していくのか、見解を伺います。

1点目、2点目は、福祉課長に、3点目は理事兼健康介護課長にお尋ねします。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、高齢者の就労、社会参加支援の強化についての1つ目は、短時間勤務や多様な働き方、さらに地域活動と組み合わせた新たな就労支援の仕組みの構築についてでございます。

さて、高齢社会対策は、増加する高齢者を支えるための取組だけでなく、高齢者の割合が大きくなっている社会を前提に、全世帯にとって持続可能な社会を築いていく取組であると認識しております。年齢によって支える側と支えられる側を分けることは、実態に合わないことも踏まえ、山口市は第9期山口市高齢者福祉計画において、高齢者の生きがいつくりの推進として、地域における新たな役割や、第二の就業場所などを提供できる環境を整えていく必要があると考えております。

高齢者の経験や強みを生かし、高齢者の多様な就業ニーズに対応し、短時間勤務や多様な働き方を実現するには、山口市シルバー人材センター、山口市商工会や、企業との連携が重要だと考えております。これら団体と地域活動を組み合わせた新たな就労の仕組みを構築するためにも、同じく連携が重要だと考えております。

山口市では、高齢者が自らの知識、経験や能力を生かせる居場所を持ち、多様な就労等、活躍の機会が得られる環境づくりを促進するため、シルバー人材センターへ財政的支援を行っております。これを受け、シルバー人材センターでは、会員の就労ニーズに応じた臨時的、短期的、または簡易な業務に係る就業機会を確保、提供することにより、会員の能力の積極的な活用を図っています。

高齢期は、個々の健康、意欲、体力等には個人差があり、労働時間等の就労ニーズが多様化することから、シルバー人材センターがその一つの受皿となり、自身の能力や都合に合った短時間で多様な働き方が実現できると考えております。

地域活動と組み合わせた新たな就労支援の仕組みとして、山口市は軽スポーツが盛んで、地域に貢献している老人クラブが、シルバー人材センターや商工会等と連携して、働く意欲のある会員を、これらの団体に対し入会や紹介を促進することが、まず必要だと考えております。さらに、これらの団体の会員が子供の習い事等の講師役を務め、子育て応援、多世代交流、さらなる地域貢献を図ることも考えられます。

2つ目の、多様な働き方の実現に向けた商工会等との連携、具体的な取組についてでございます。

山口市商工会では、会員からの高齢者雇用に関する支援として、エイジフレンドリー補助金など、各種補助金、助成金申請に関する相談や、定年延長も含む就業規則の見直しなど、社会保険労務士の個別相談会や、専門家派遣も活用し、支援に取り組んでいます。

また、一部の市内企業においては、高齢者の経験を生かすよう、定年後の継続雇用時において、定年前と同様の働き方、給与体系にするなど、配慮をした取組をしていると聞いております。

多様な働き方の実現に向け、商工会等との連携は今後とも重要であると認識しており、これらの取組に加え、これまで以上に情報交換することで、状況を確認しながら、具体的な取組構築について市と共に検討してまいります。

御質問の2点目、独居高齢者の増加と見守り体制の強化についての1つ目、独居高齢者の地域差や現状の把握方法、分析をどのようにしているかについてでございます。

要介護認定を受けていない65歳以上高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等アンケート調査や、民生委員、地域包括支援センターや保健師等の訪問活動や相談で得られた情報により、現状を把握、分析しております。

これらによると、高齢者の独り暮らしが3年間で13.8%から16%に上昇し、中でも美山地域は20.1%と他の地域に比べ高いことが分かり、高齢期において望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、独居高齢者の見守り強化を図る必要性を認識しております。

2つ目の、こうした状況を踏まえた見守り体制の強化、関係機関との連携、取組の進捗についてでございますが、避難行動要支援者名簿につきましては、75歳以上の独居高齢者など約2,600人を対象に通知をお出しし、避難行動要支援者として本年4月1日現在で1,508人の登録がございます。このうち、平常時から消防署、警察署や民生委員等の避難支援等関係者に名簿情報を提供している人数は895人でございます。日頃の見守り等に使用するため、本人の同意を得て民生委員等に名簿を提供しております。

さらに、75歳以上の独居高齢者について見ますと、12月8日現在、494人をこの名簿に登録しております。

高齢者等を見守るため、民生委員と地域包括支援センター、社会福祉協議会は、毎月情報交換をするなど連携を密にしています。

また、緊急通報システム設置事業では、緊急通報システム機器を貸与し、緊急事態に対処するとともに、日常生活上の悩み事相談に応じております。この機器は、地域の民生委員が窓口となり設置を促進しています。設置済みの人のほとんどが65歳以上の独居

高齢者で、10月末時点で210人の設置数があり、急病等緊急事態での通報は本年度9月までの半年間で5件、急病等の相談は同じく2件でございました。これら見守りの仕組みや体制の維持強化には、関係機関の皆様の献身的な御尽力はもとより、地域住民の皆様の御理解が不可欠です。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。御質問の3点目、認知症の早期発見と、家族介護者支援についてお答えします。

1つ目、認知症施策の充実に向けて、認知症初期支援体制が、現在、どの程度整備されているかについてですが、現在、南部北部地域包括支援センターが窓口となり、認知症の各種相談を受けております。特に、保健師や社会福祉士など各種専門職がチームで対応する必要がある場合には、認知症初期集中支援チームを配置し、専門職が、認知症が疑われる方や認知症の方、その家族を包括的、中心的におおむね6か月間支援する体制を構築しております。

2つ目、認知症の早期発見を推進する取組の進捗と今後の強化についてですが、認知症の早期発見は早期の医療、介護サービスのアクセスを可能にし、御本人と御家族と負担軽減につながる極めて重要な取組だと考えております。

現在、市民の方などを対象に、認知症サポーター養成講座を継続的に開催し、認知症の初期症状や、医療機関を受診する目安などを啓発し、日常生活での見守りや声かけの担い手を増やしております。

また、見守りボランティアによる月1回程度の高齢者宅への定期的な訪問や、配食サービスと連携した安否確認の実施による地域での早期の気づきを促す仕組みを強化しております。

今後の強化については、医療機関、特にかかりつけ医と協力しながら、初期集中支援チームや、地域包括支援センターとの医療、介護連携を強化することで、疑いのある段階から切れ目のない支援につなげたいと考えております。

3つ目、レスパイトケアをはじめとした家族介護支援の拡充についてですが、介護負担の増大は介護離職や虐待のリスクを高め、社会全体の課題となっております。介護者を支えることは、結果的に認知症の方の生活の質の維持にもつながると考えております。介護者が一時的に休息を取るためのレスパイトケアの基盤となるショートステイサービスについて、地域資源の確保に努め、介護者のニーズに応じた利用促進を図ってまいります。

これらの施策を、第9期山口市高齢者福祉計画に基づき、地域住民、医療機関、介護サービス事業者と連携しながら着実に推進し、認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる山口市を目指してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 再質問を行います。

1点目、シルバー人材センターや商工会との連携など、関係機関の皆様が高齢者の活躍の場づくりに日頃から大きな力を注いでくださっているとのことでした。

その上で、御答弁にありましたように、多様な働き方の実現に向けて、商工会など関係団体との連携は今後も重要であるとの御認識を示していただきました。さらに、これらの取組に加えて、これまで以上に情報交換を進めながら、状況を共有し、具体的な取組の構築を検討していくとの方針もお示しいたいただき、大変心強く受け止めております。

以上を踏まえまして、1点目につきましては、了解をいたしました。

2点目についてです。地域包括支援センターをはじめ民生委員さん、自治会、社協など、多くの皆様の日頃から地域の支え手として御尽力いただいていることに敬意を表します。また、独居高齢者の増加に伴い、望まない孤立や社会的孤立をできる限り防いでいく必要があるという市の認識や、見守り体制を維持、強化していくためには、関係機関の皆様の献身的なお力と、地域住民の皆様の御理解と御協力が不可欠であるとのお考えも共有いただきました。

その上で、今後の方向性について1点伺います。

独居高齢者の増加や支援につながりにくい方の存在は全国的にも課題となっており、地域差の拡大や担い手の負担増など、これまで以上に環境の変化が進むことが想定されます。これまで築かれてきた体制を大切にしつつも、新しい視点や工夫が求められると考えます。

そこで、お伺いいたします。独居高齢者の増加や地域の実情を的確に把握しながら、見守り体制をどのように強化していくお考えなのか。例えば、企業や店舗、宅配業者、郵便局、学校など、地域の様々な主体の皆様にも無理のない形で関わっていただける新しい担い手の広がりや、今後、どのように検討されていくのか、市としての方向性を福祉課長にお尋ねいたします。

質問3点目についてです。御答弁では、初期集中支援チームやサポーター養成講座、ショートステイの活用など、現在の取組を御説明いただきました。認知症の方とその御家族を支える上で、大変重要な取組であると受け止めております。

一方で、厚生労働省の国民生活基礎調査では、在宅で主な介護を担う方の約4割がほとんど休めないと回答しており、介護疲れや健康悪化、介護離職が全国的な課題となっています。

現場では、睡眠不足や食欲低下、いらいらの増加など、介護者自身の限界を示すサインが現れていても、周囲に頼れないまま抱え込んでしまうケースが多いと指摘されています。

特に、代わりの介護者がいない高齢夫婦のみの世帯や、共働き世帯など、支え手が少ない家庭では介護者が限界に至るリスクが高いとされています。

レスパイトとは小休止を意味し、ショートステイ、デイサービス、訪問系サービスなどを組み合わせて、介護者が一時的に介護負担から離れ、心身をリセットできる仕組みです。

特に、在宅介護を担う御家族が介護疲れを回復し、介護不能となることを予防するための短期入院制度、いわゆるレスパイト入院を利用する際には、主治医の意見書、ケアマネジャーとの事前調整、受入医療機関の確保など、事前に時間を要します。こうした現状を踏まえると、高齢者世帯や介護者の状態を早期に把握し、必要な支援につなげられるよう、日頃から計画的に備えられる体制づくりが重要であると考えます。

そこでお伺いをいたします。在宅で介護を担っている家族の負担や休憩ニーズ、そして、高齢者世帯や介護者の状態を早期に把握し、事前に準備できる体制を、市としてどのように強化していくお考えか、理事兼健康介護課長にお尋ねし、私の質問を終わります。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 再質問にお答えします。

見守り体制の強化と新しい担い手の広がりの方角性についてでございますが、議員御発言の無理のないがキーワードであると考えております。

まず、独居高齢者の方が望まない孤独や社会的に孤立することのないよう、新しい役割や無理のない就労、地域活動などに取り組むことが肝要だと考えます。

その周囲の人たちが無理なく共に取り組み、見守り合う、行政や関係機関は見守りの仕組みづくりや地域活動の維持、推進の支援を行う、子供や若者はお年寄りや関係者の話を聞いたり職場体験に参加したりして学んでいく、つまり、全世帯が他人ごとではなく、自分事として捉えてもらう。また、緊急時には緊急通報システムのボタンを、調理ができない方は、平日の昼間と夕方、配食サービスでの安否確認をとるように、複数の仕組みや制度をできるだけ多くの方に取り入れてもらう。

冒頭の答弁で申し上げた、年齢によって支える側と支えられる側を分けることは実態に合わないことを踏まえ、無理のない持続可能な見守り体制の強化と、新しい担い手づくりを進めることが方向性だと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

御質問の高齢者世帯や介護者の状態を早期に把握し、事前に準備できる体制の強化についてでございますが、現在、地域における多職種連携による見守り、早期介入として、山県市内の医療、介護関係団体で構成する山県市在宅医療介護連携推進協議会が中心となり、多職種の連携強化を図るための研修会の開催や、住み慣れた地域で在宅生活を継続するに当たっての問題解決に向けた協議を実施しております。

その中で、高齢者本人や家族の状況を適切に把握し、必要な支援を迅速提供できるよう、多職種の連携体制の構築を推進しております。

また、介護保険データや健康診査の結果などの医療保険データ、高齢者実態調査などのデータを総合的に分析し、リスクが高い世帯を抽出し、訪問による働きかけなどを実施しております。

特に、議員御発言のレスパイト入院については、介護者が一時的に休息を取ることが、介護サービスの継続性の観点からも極めて重要であり、そういったケースが考えられる場合にはケアマネジャーと事前に相談し、また、ケアマネジャーは単にショートステイなどの空きを探すだけでなく、介護者の疲弊度を評価し、緊急性の高いケースには優先的に対応できるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に周知をしているところです。

このほか、介護者への啓発活動として、介護を休むことは悪いことではないとか、長く在宅生活を送るために休息は不可欠であるというメッセージを積極的に発信し、ショートステイなどの利用への心理的な抵抗感を払拭していきます。

これらの取組を通じて、在宅介護を担う御家族が安心して休息を取れる環境を整備し、高齢者御本人と御家族双方の生活の質の向上を目指してまいります。

引き続き、現場の声に耳を傾けながら、きめ細やかな支援体制を構築していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で、寺町祥江議員の一般質問を終わります。

○議長（古川雅一）　これで、本日予定しました一般質問は全て終了いたしました。明日17日は、午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時12分散会

令和7年12月17日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

令和7年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 12月17日(水曜日)

○議事日程 第4号 令和7年12月17日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	曾我聖
企画財政課長	宇留野公男	税務課長	安達俊樹
市民環境課長	服部裕司	福祉課長	武藤達也
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援課長	正治裕樹
農林畜産課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	丹羽竜之	学校教育課長	鷲見亮

生涯学習課 大西義彦

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 谷村政彦 書記 大野幹根
書記 相川英里

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（古川雅一） 日程第1、一般質問。

ただいまから、昨日に引き続く通告順位に従い、一般質問を行います。

通告順位9番 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 改めましておはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、私からは2点質問させていただきます。

それでは、1点目、山州市の市民にわかりやすい情報発信の在り方について、理事兼総務課長にお伺いします。

現在、山州市が情報発信として使用している広報媒体は、公式のものとして、ホームページ、スマートフォンアプリ、そして紙媒体での広報紙、SNSであるLINE及び今年の7月から新たに開始されましたInstagramなどがあります。

このような広報媒体は、市民の皆様にとって必要な情報をタイムリーに、そして、分かりやすく入手できることは日々の生活の利便性を高める上で非常に重要であると考えます。例えば、健康診断や各種検診、行政相談、子育てや高齢者に係る各種講座、地域イベントや講習会など、日常生活に直結する情報は数多く存在します。

しかし、現状の行政ホームページにおけるイベント情報の掲載状況を拝見すると、掲載されている内容が限られており、市民が必要な情報にたどり着くまでに、手間や時間を要する場合があるように思われます。さらに、掲載されている情報が断片的であるため、どこに掲載されているか分からないという状況になり、せっかくの便利な情報が十分に活用されていない可能性もあります。

ホームページなどの各種媒体により、多くの情報が発信されているところですが、各広報媒体に分散しているため、どの媒体を見ればいいのか迷ってしまう市民の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

私自身も、以前、イベント情報を確認したいとホームページを閲覧しましたが、知りたい情報にたどり着けず、困ってしまった経験もあります。ホームページやSNSは便利ですが、全ての市民が常時チェックしているわけではなく、広報紙は情報が紙面に限

られ、ホームページは見やすさや更新頻度に課題がある場合もあります。

このように情報が分散していると、結果として市民が情報迷子になり、必要な情報にすぐアクセスできない状況も考えられます。

そこで、提案として、山口市広報紙、ホームページ、スマートフォンアプリ、山口市ナビ、LINE、Instagramなどについて、どの媒体でも、同じ情報が確認できるように整備することが重要ではないかと考えます。

特に、公式ホームページにおいては、スマートフォンやタブレット、パソコンなど、どの端末からでも見やすく、必要な情報や予約ページ、SNSへのリンクにも簡単にアクセスできるようにデザインや機能を工夫することで、市民の皆様の利便性は大幅に向上すると考えます。

また、日常的な健診や相談の情報から地域イベントや講座まで、幅広い情報を網羅的に掲載することで、市民の皆様が、今日は何があるかな、この情報はどこで確認できるかなと迷うことなく必要な情報にたどり着ける環境が整うと考えます。

以上の観点から、市として、市民が必要な情報を分かりやすく得るために、各広報媒体での情報連携やホームページの利便性向上などについて、どのような取組を進めていくのか、御見解を伺いたいと思います。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

市民に分かりやすい情報発信の在り方について御質問いただきました。

現在、山口市では、公式な広報媒体として、広報紙、ホームページ、広報番組、スマートフォンアプリである山口市ナビ及びSNSであるLINE並びにInstagramの6つの情報発信の媒体がございます。

これらの広報媒体については、市民の皆様が主体で、能動的に情報を閲覧することによって広報につながる広報紙や広報番組、ホームページがございます。

一方、LINEやInstagramは、登録することで受動的に情報を閲覧することができ、特にInstagramは登録していない人にも情報を届けられるものがあります。

広報媒体の発信などにおける11月の末の状況は、広報紙で8,500部を自治会を通じて世帯への配布を行っています。そのほか、自治会に入っていない方などに向けて、市内全9か所のコンビニ、全8か所の郵便局、各支所、公民館のほか、店舗では、てんこもり、ラブレイク、ふれあいバザールなどに配架を行っています。

ホームページの閲覧状況は、11月の一月で約10万1,000回の閲覧があり、スマートフォ

ンアプリ山縣市ナビのフォロワー数は647人となっています。LINEについては2,076人のフォロワー数となっており、7月から開始しましたInstagramについてはフォロワー数1万7人で、11月に登録した情報の閲覧数は17万3,672回となっています。紙媒体である広報紙を除く広報媒体の閲覧状況は、Instagramが最も多く、次いでホームページの状況となっております。

議員御質問のとおり、これらの広報媒体が有効的に活用されていない状況については、課題として捉えているところです。

また、LINE及びスマートフォンアプリの状況は、フォロワー数が伸び悩んでいる状況があります。

広報媒体は、受動的と能動的な側面があることから、各広報媒体の強みを生かしながら、利用する市民の皆様に分かりやすく、必要な情報にたどり着けるよう改善し、親しみやすい広報を心がけてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 答弁を受け、再質問させていただきます。

広報紙やホームページを見ていただくと、山県市の広報であることから、「山県市」という文字での表記は随所にあります。しかし、市の情報に触れる方は本当に様々で、例えば小さなお子さんや、日本語に不便のある外国人の方など、文字だけでは市の発信だと気づきにくい方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、視覚的に一目で山県市からの情報だと伝わる工夫として、公式キャラクターのナッチャルくんや山県さくらを活用し、アイコンとして一定の場所に表示してはいかがでしょうか。

キャラクターは見るだけで直感的に市を連想できる存在ですし、広報紙やホームページの中に楽しく親しみやすいポイントが加わることで、小さなお子さんや小学生にとっては興味の入り口になると考えます。また、外国人の方にとっても、文字よりもイラストやアイコンのほうが情報の出どころを理解しやすいという利点があります。

広報発信というのは、情報を届けるだけでなく、情報を受け取ってもらえる形に整えることがとても大切です。ほかの自治体においても、公式キャラクターを活用するなど、自治体の魅力発信を進めている広報発信の手法が見受けられた例や、また、独自のキャラクターをつくり、広報紙に注目ポイントとして使われている例もありました。

このように、山県市公式キャラクターを活用した広報の進め方について、市としてどのようなお考えがあるのか、理事兼総務課長にお伺いします。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 再質問にお答えします。

山口市公式キャラクターを活用した広報の進め方について御質問いただきました。

議員御質問のとおり、山口市には山口市観光親善大使ナツ Cholくん、名山めぐりイメージキャラクター山県さくらがごございます。

キャラクターを使った広報については、視覚的なインパクトや親しみやすさを持つため、広報される側に対し、認知度や好感度の向上につながるものと考えています。

様々なイベントにおいても、イメージキャラクターを軸に広報を行い、周知を行っていることは承知しており、最近では、去る10月に閉会いたしました大阪万博がイメージキャラクターを軸に広報を行い、多くの集客を図ったものと認識しているところでございます。

山口市においても、他自治体に負けない魅力ある公式キャラクターがありますので、これらを軸とした広報啓発を工夫するとともに、親しみやすさなどを与えられる広報について検討し、進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） ただいまの御答弁から、より親しみやすく、そして分かりやすい広報を目指して工夫を進めていこうとする市の前向きな姿勢を感じました。

市民の皆様にとって、市からの情報が必要なときに分かりやすく届くということは、行政への信頼にもつながる大切な要素です。

広報媒体をつなげていく工夫や、公式キャラクターの活用などは、情報に触れたときの分かりやすさにつながる取組として、今後も生きてくるのではないかと感じています。

これからも市民一人一人に寄り添った広報づくりが進んでいくことを期待し、私からの質問を終わらせていただき、次の質問へ移ります。

伊自良地区にあります大門古墳において、教育における現状と今後の在り方について、学校教育課長にお伺いします。

山口市指定の文化財の中で、唐鋤古墳、森古墳、尾脇古墳、大門古墳が史跡として指定されています。

大門古墳は伊自良中学校の裏山に位置していますが、18基の古墳がある古墳群となっています。大門古墳群は6世紀後半から7世紀にかけて構築され、仏教伝来や聖徳太子の時代、大化の改新といった歴史的に大きな転換点と重なる時期であり、山麓一帯にある古墳の中で、外形の円墳及び内部構造の玄室が完全に保たれているのは8基あり、美

濃地方にある古墳の中で円墳が完全に保存されている代表的なものであり、昭和36年9月1日には伊自良村が埋蔵文化財として認定されました。

この地域には当時どのような文化や暮らしが息づいていたのか、古墳の形や役割などを考える上でとても興味深く、学びの素材としても大変価値のある史跡であります。

こうした歴史的価値を十分に生かし、子供たちが自分たちの地域の歩みや文化に触れる機会を広げることで、学びの深まりや郷土への理解につながるような視点を、ぜひ大切にしていきたいと考えます。

大門古墳群は伊自良中学校に隣接しており、学校現場との距離が近いという大きな強みがあり、地域の歴史を学べる魅力があります。山県学園構想の中で行われる合同授業や、体験学習なども活用していくことで、子供たちの学びの広がりにつながると考えています。

そこで、学校教育課長に2点お伺いします。

1つ目、こうした地域の歴史資源を教育の中で今後どのように生かしていこうとお考えでしょうか。

2つ目、また、子供たちの学びの場として、どのように位置づけられているのか。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（古川雅一） 鷲見学校教育課長。

○学校教育課長（鷲見 亮） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、地域の歴史資源の教育的活用についてでございます。

大門古墳群は美濃地方にある古墳の中でも保存状態がよく、代表的な古墳の一つであると捉えております。

他方で、山県市内には、縄文時代の遺跡である谷合地区の九合洞窟や田栗の御所野遺跡、弥生時代の遺跡である大桑地区の大桑市場遺跡など、歴史的価値が高く学校教育に活用できるものがたくさんあります。

梅原小学校、大桑小学校、桜尾小学校では、6年生が社会科の合同授業として、大門古墳や九合洞窟の現地調査をしたり、出土品を観察したりしています。

学校教育課としましては、令和元年度に市内の小中学生に発行した社会科副教材「ふるさとに生きた人々～山県市の歴史～」を活用して、縄文時代から現代に至るまでの山県市の歴史を知り、子供たちの歴史への関心を高めるきっかけにしたいと考えております。

御質問の2点目、学びの場としての位置づけでございますが、今年度、伊自良中学校では、総合的な学習の時間に、自然環境の再生をテーマに隣接する大門古墳群周辺の自

然環境について現地で考え、実際に風や水の道を意識した整備に挑戦をしております。

このように学校で進められている探究的な学習において、身近な教材を取り上げ、歴史学習や環境問題の解決、地域の発展といった視点で、実体験を通して深く考える学習へと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 御答弁をいただき、合同授業の中で地域に残る貴重な歴史資源について現地調査が行われていること、そして、学校現場で大地の再生ワークショップなどを通じて、子供たちが実際にこの土地に触れながら学ぶ機会がつけられていることを伺いました。

こうした取組は、単に知識として歴史を学ぶだけでなく、子供たちが自分たちの暮らす地域に対して誇りや愛着を持つきっかけとして大変意義深いものだと感じています。

伊自良地域の子供たちだけでなく、市内の学校の児童が合同授業を通して一緒に学ぶ合うことで山縣市全体の歴史を立体的に理解し、その積み重ねが将来のまちを支える世代にとって大きな財産になるのではないのでしょうか。

こうした視点から見ても、大門古墳群が持つ学びの可能性は非常に大きいと考えています。

大門古墳群は古墳時代後半期の古墳であり、伊自良中学校周辺の山麓に築かれたもので、墳丘の内部に石室を設け、供献の器を副葬したものです。大門古墳群は円墳で、横穴式石室と呼ばれており、遺骸を安置する玄室と、玄室に通じる通路としての羨道を造り、玄室は石積みの壁と天井石で築かれた構造になっています。昭和48年7月に発行された伊自良誌の制作過程で、編集委員会が地権者を伴って調査をされ、当時は名古屋大学の考古学の教授も現地にお越しになり調査が行われていたと、地元の方からお聞きしています。現在確認できる8つの古墳も含めた古墳群が周知の埋蔵文化財包蔵地になっており、貴重な古墳のあかしとして、先ほども述べましたが、大門古墳群は美濃地方で墳丘が残っている古墳の代表的なものと記載されています。

この古墳が調査されたのは、旧伊自良村の時代であり、そこから大きな時間が経過しています。その間、考古学の調査方法や技術は飛躍的に進歩し、より精密で多角的な分析が可能になりました。こうした現在の技術を生かせば、大門古墳群の価値や意味を改めて見直し、これまで把握しきれていなかった歴史的意義を引き出せるのではないかと、そのように期待しています。

現場に行かれるとよく分かると思いますが、中には天井石や壁の石積みが落ちている

古墳もあり、玄室と羨道の区別がつきにくい箇所が見受けられます。これらを踏まえ、大門古墳群の史跡について、改めて再調査を実施することを提案いたしますが、生涯学習課長の御意見をお聞かせください。

お願いいたします。

○議長（古川雅一） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 川島議員の再質問にお答えします。

大門古墳群の史跡について、改めて再調査を実施することの提案についてでございますが、議員発言のとおり、大門古墳群は、美濃地方の古墳の中で、横穴式の石室のある玄室が保たれた古墳の代表的なものであり、山州市の貴重な文化財であることは間違ございません。

昭和48年に発行された伊自良誌によると、大門古墳群では太平洋戦争後、発掘調査が実施されたと記載されており、また、戦時中に勾玉や須恵器の高坏、つぼなど、遺物が出土したという記録もあり、その出土遺物は、現在、山州市歴史民俗資料館で展示しております。

改めて再調査を実施との提案でございますが、発掘調査は、遺跡の内容や性格を明らかにする一方で、遺跡を壊す行為でもあります。今後、大門古墳群が何らかの開発、あるいは県指定など、次のステージへの展開を踏まえた機会を捉えて調査を行うのが適切ではないかと考えています。

現時点では、早急に再調査は実施せず、教育現場等で発信しつつ、普及啓発に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 御答弁をいただき、再調査をめぐる現状について理解することができました。

再調査を実施することで、これまで明らかにならなかった新たな発見や、思いも寄らない事実が見つかる可能性があり、その先にどのような道が開けていくのかは計り知れません。だからこそ、今後も前向きに御検討いただきたいと考えております。

そこで、農林畜産課長に再々質問させていただきます。

この大門古墳群は、かつて創造の森整備事業によって伊自良古墳公園として整備され、山麓一帯には複数の遊歩道が設けられています。ビオトープの小道、母なる森の小道、ギフチョウ広場などが設けられ、さらに地蔵の小道を進むと伊自良城、またの名を藤倉城とも呼ばれた城跡とされる場所に至ります。そこには展望広場が整備され、訪れる方

が休憩できるよう、あずまやも建てられています。

しかしながら、この遊歩道は倒木や枯れ木などで荒れており、歩きにくく、遊歩道も分からない状態の箇所もあります。

また、公園入り口付近ではイノシシによって掘り返された跡が目立ち、長年の雨水により地面が浸食され、道ができてしまっている箇所も確認しています。

この場所には、伊自良保育園の園児たちが保育の一環として訪れているほか、学校教育課長より御答弁いただいた合同学習においても、子供たちが学びの場所として利用しています。さらに、大地の再生ワークショップなどでも、教育的、体験的な取組にも活用されている大切な場所となっています。

そこで、農林畜産課長に2点お伺いいたします。

まず1点目、公園内に設置されている遊歩道の現状をどのように把握され、今後、どのように対応されるお考えなのか、また、入り口付近の環境整備についてどのようにお考えなのか、現状の課題認識と併せてお伺いします。

2点目、この公園の名称は伊自良古墳公園なのか、大門古墳群公園なのか、大門古墳史跡公園なのか、市民にとっては分かりづらくなっています。そこで提案ですが、例えば山縣市大門古墳群史跡公園など、名称を改めてはいかがでしょうか。

以上、2点を質問させていただき、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（古川雅一） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 再々質問にお答えします。

御質問の1点目、公園内に設置されている遊歩道の現状と今後の対応並びに公園入り口付近における環境整備についてでございますが、遊歩道につきましては、平成8年から10年度におきまして、森林環境保全整備事業の中で施工延長1,606メートルの遊歩道を整備したところであります。以後、長い年月が経過する中で、施設の経年劣化により修繕などが必要と見受けられる箇所も存在することは認識しております。

今後も、伊自良地区の歴史や古墳群の文化遺産の紹介の場として、また、森林空間での体験ができる場として、関係所管との連携を図り、限られた財源の中で最適解を見つけていきたいと考えております。

また、公園入り口付近は毎年草刈りを実施しております。引き続き、その土地を清潔に保ち、良好な環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

御質問の2点目、公園の名称についてでございますが、現在、公園内に設置してある総合案内図には18基からなる大門古墳群の部分と、市条例に記されている山縣市大門古墳公園の部分、さらに展望台や林内遊歩道を合わせた全体を伊自良古墳公園と記してお

ります。

議員御提案の名称改定には、現在管理しているそれぞれの関係所管と、その必要性、妥当性を十分に精査する必要があると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦勞さまでした。以上で川島亜也議員の一般質問を終わります。

通告順位10番 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） それでは、議長より指名をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

山口市地域公共交通計画について、企画財政課長にお尋ねいたします。

地域の公共交通は移動手段の確保という役割を超えて、高齢者や子育て世代の生活の基盤であり、地域経済や教育の機会均等、さらには地域の持続可能性に直結する極めて重要なインフラであります。特に、鉄道駅がない山口市においては、バス交通を核とした公共交通網の整備が、まちづくりと一体で進められるべきものであります。

山口市では、令和3年に山県バスターミナルが整備され、バスターミナルを核とした路線再編が行われました。岐阜バスの岐阜高富線は、JR岐阜駅とバスターミナルを結び、1日当たり約75往復が運行され、鉄道並み輸送力と利便性を備え、地域の足を支えています。また、バスターミナルを拠点に山間地域を結ぶ自主運行バスや、デマンド交通など、多様な交通手段が展開されていることは本市の大きな強みであると考えます。

一方で、2024年問題に象徴される運転手不足や採算性の課題により、幹線路線では減便が続き、今後の地域交通の持続可能性に不安も感じているところです。

こうした山口市の地域公共交通の課題に対応するため、令和6年3月に山口市地域公共交通計画が策定され、令和6年度から令和10年度の5年間の計画で事業が進められています。この計画には幹線バス路線の維持、自主運行バスの維持、見直し、運転手確保に対する支援、若年層の利用促進を意図した通学定期券の補助制度の創設、さらには新モビリティに関する情報収集や事業者との連携など、具体的な事業について計画が策定されています。

そこで、以下の4点について、企画財政課長にお尋ねいたします。

1点目、運転手確保に関する支援について。

2024年問題に象徴される運転手不足は深刻であります。

本年10月の岐阜新聞の記事によると、飛騨市では運転手不足を補うため、市営バスの運転手を市職員が兼業するなど、運転手不足の対応が検討されています。また、岐阜市では令和7年度から運転手の成り手不足の解消に向け、乗合バス事業の運転手の住まい

として市営住宅の活用を支援し、交通事業者、行政の連携した施策を展開しています。

山口市においても、遊休施設の有効活用や山県バスターミナル北の山口市社会福祉協議会と連携した施策、例として、女性運転手の活躍として子供の一時預かりの検討など、運転手不足の一助となるような対策について見解をお尋ねいたします。

2点目、通学定期券補助制度の創設について。

山口市では、地域公共交通計画の通学定期券補助制度の検討に当たり、令和4年度に進学先を検討し始める市内の中学2年生の保護者や高校2年生を対象に、バス運賃や通学定期券に関するアンケートが実施されました。そのアンケート調査でどのような意見があったのか、また、どのような課題が見つかったのか、お伺いいたします。

3点目に、自主運行バスの維持・見直しについて。

山間地域における交通手段の維持は、単にバス路線の維持ではなく、医療、福祉、買物、行政サービスなどとの複合的なアクセスの確保であり、言わば暮らしをつなぐネットワークとしての機能が求められています。既存のコミュニティバスやデマンド交通の見直しや課題、方向性について、市としてどのような将来像を描いているのか、お伺いいたします。

4点目に、新モビリティに関する情報収集について。

本年7月16日、東濃5市と下呂市で自動運転バスの運行に向けた検討を進める東濃地域自動運転推進協議会は、自動運転推進コンソーシアムを立ち上げ、乗務員が乗車しない完全無人でのバス運行、レベル4を目指すを発表いたしました。

今後の人口減少と高齢化、また、デジタル技術の進展を踏まえ、貨客混載AIバスやライドシェア、自動運転バスといった新たな交通手段の導入の可能性について、市としてどのような検討を進めているのか、お聞かせください。

○議長（古川雅一） 宇留野企画財政課長。

○企画財政課長（宇留野公男） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、運転手確保に関する支援策についてでございますが、山口市では令和7年4月に改定いたしました地域公共交通計画において、運転手確保に対する支援を具体的な実施事業として位置づけており、交通事業者との意見交換を継続的に行っておりますが、議員の御質問にありますように、運転手に対する支援策として、市営住宅や遊休施設を有効活用できるかどうかにつきましては、他市町村の状況も含め、今後、調査研究してまいります。

一方、公共交通会議で発行しております公共交通ガイドブックには、次の改定に合わせて運転手募集の案内を掲載する予定でございます。

また、女性や子育て世代の方がバス運転業務に就きやすい環境になるために、運転手募集のタイミングで保育サービスの情報が提供できるよう丁寧に周知してまいります。

御質問の2点目、令和4年度に実施したバス運賃や通学定期券に関するアンケート結果についてでございますが、高校生アンケートでは、主に路線バスを利用する人が34%、その他自転車で通学する人は40%で、そのうち雨天時に路線バスを利用する人も多数いらっしゃる結果が出ております。

また、中学生や保護者へのアンケートでは、公共交通で通学できる、しやすくするために改善してほしい点で、運賃負担の軽減と答えた人が65%と最も多い回答でございました。

この結果を受けて、山県市の地域公共交通計画では、若年層の利用促進と定住促進を目的に、通学定期券の補助制度の創設を具体的な実施事業として位置づけております。

一方で、市内の高校と市外の高校の通学では運賃に差があることや、定期券を購入せず、行き帰りのどちらかをバス利用する人など、補助の対象範囲や額に差が生じた場合の公平性が課題となることも認識しております。

御質問の3点目、自主運行バスの維持・見直しについてでございますが、山県市では都市間交通と都市内交通を山県バスターミナルで接続する公共交通体系を構築してまいりました。

都市内交通の点では、美山地域におけるデマンド交通の導入や、伊自良、大桑地域における自主運行バスの運行など、地域の特性に応じた交通手段を確保してまいりました。

しかし、乗務員不足や利用者の減少など、地域の公共交通を取り巻く環境は、年々厳しさを増している状況となっております。

そのような中、限られた財源の中で需用に応じたルート見直しや予約方法の改善、乗り継ぎ利便性の向上など、地域住民の実情や利用実態に即した運行体制の見直しを検討し、地域公共交通計画の基本方針、どの世代においても住みよい、便利で快適なまちを実現する地域公共交通体系の構築の実現に向けて取り組んでまいります。

御質問の4点目、新モビリティに関する情報収集についてでございますが、山県市の地域公共交通計画では、新モビリティの導入に関する情報収集を具体的な実施事業として掲げており、貨客混載、ライドシェア、自動運転バス等の技術的可能性についても注視しております。

貨客混載については、特に山間地域において、バス車両への宅配物や、農産物の積載といった形が考えられますが、荷受け体制の構築など、具体的な運用の可否については課題が多いと考えております。

また、自動運転バスについても、センサーやA Iの判断ミスなど技術的な課題、事故発生時の責任の所在などの法的な課題、コストや既存交通システムとの共存など社会的な課題が多く存在いたします。

今後は、先進事例を注視するとともに技術の発展を踏まえ、山県市に適した交通手段を地域住民の皆様、関係機関の方々とともに不断に検討を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 再質問させていただきます。

公共交通の確保は、単なる移動手段だけではなく、暮らしの持続性に深く関わる政策課題という共通認識の下、実効性のある施策の具体化を期待するものであります。

そこで、市長に再質問させていただきます。

通学定期券補助制度の創設については、昨年9月の定例会で質問させていただき、そのときの答弁は、計画期間内の早期事業実施に向けて進めるとの回答でありました。

当制度は若年層の定住促進や家庭支援といった視点からも、極めて有効であると考えます。

アンケート結果からも、バスの運賃が高い、通学定期券が高いといった意見が最も多く、公共交通を利用して市外の高校に進学する場合、通学定期券が高額となり、保護者に大きな負担が生じています。また、定期券代を軽減するために、市内区間では路線バスを利用せず、保護者が岐阜市内均一料金の停留所まで送迎しているケースも多いなどの意見が寄せられました。

市内区間でのバス利用者の減少は、今後のバス路線を維持する上でも大きな課題となっています。

令和8年度からは、県立高校や特別支援学校高等部の生徒が学校で使用するタブレット端末について、県は貸与せず個人負担を求める方針を打ち出しています。

また、令和7年10月より交通事業者によるバス運賃が改定され、これにより山県バスターミナルからJR岐阜駅までの普通運賃は60円値上がりし620円に、また、通学1年定期券は5,440円値上がりし15万6,740円となっています。

通学1年定期券は、通学はもちろん、学習塾ですとか部活動、また買物など、多岐にわたり365日利用できることから大変多くの学生が利用しています。しかし、この通学1年定期券は、4月から3月までの期間固定となっているため、年度初めに購入をしないと効果が薄れることなどから、年度当初の家計の負担は一層大きくなっています。

このような負担増を踏まえ、通学定期券補助制度の実施時期について、市長の見解を

お伺いいたします。

○議長（古川雅一） 林市長。

○市長（林 宏優） 再質問にお答えをいたします。

通学定期券の補助制度につきましては、令和8年度の創設を目指し、ただいま予算編成の段階でございます。そうした中で、今、検討を進めているところでございます。

先ほどの議員の御質問のとおり、1年定期券は高額になるため、補助することで保護者の負担軽減を図ってまいりたいと予定でございます。

なお、補助対象者や補助割合につきましては、財政状況等を鑑みまして、慎重に今回の予算編成の中で決定をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川雅一） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 以上で質問を終わります。

○議長（古川雅一） お疲れさまでした。以上で武藤行儀議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で10時55分から再開いたします。

午前10時44分休憩

午前10時58分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位11番 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） 議長より質問の許可を得ましたので、通告により2点を質問いたします。

初めに、企業誘致について。

東海環状自動車道関広見インターチェンジから山県インターチェンジ間が令和2年3月20日に、山県インターチェンジから大野神戸インターチェンジ間が令和7年8月30日に開通し、豊田東ジャンクションから養老インターチェンジまでが1本で結ばれ、北は東海北陸自動車道、西は名神高速道路、東は中央自動車道に直結し、県内の主要地域が一体的につながりました。

経済産業省が公表した昨年の工場立地動向調査で、岐阜県が全国3位となりました。東海環状自動車道の延伸など、アクセスのよさに加え、地域ごとに強みがあるのも特徴で、立地件数が岐阜県は49件、そのうち岐阜地域が16件、岐阜地域は豊富な地下水が評価されたと言われております。

近年、東海環状自動車道沿線で多くの企業が進出している状況です。

本巢方面では、大規模な工場の集積を促進するために、産業誘導地区を本巢インターや大野神戸インター周辺を指定。市南西部ではこれまでに9社進出予定で、18.2ヘクタールのうち、約8割が埋まったとのこと。

企業誘致は、新たな雇用や税収の向上、地域経済への波及効果も大きく、人口減少の本市では若者の人口の増加も期待できます。

令和6年第4回定例会で、武藤行儀議員が企業誘致の促進について一般質問され、答弁されていますが、今回はそれ以降につきまして質問いたします。

まず、昨年度、市役所、バスターミナルから半径500メートル以内の土地売買の意向調査で、企業進出の賛成者が多く、まとまった土地が紹介できるような状況も確認できたと答弁されましたが、その後の状況をお聞かせください。

また、令和6年第4回定例会以降の企業進出に関する問合せ件数、本市が提供している企業立地土地情報の問合せ件数はどれくらいか。

本市も、本巢市方面と同じように産業誘導地区を指定し、土地開発公社を活用し工場用地を整備することで企業誘致が一層図れると思いますが、本市の企業誘致の方針をまちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（古川雅一） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、市役所及びバスターミナルから半径500メートル以内の土地における企業誘致に関する進捗状況についてでございますが、昨年度行った企業誘致の可能性に関する調査を基に候補地を選定し、企業誘致に理解を得られた土地所有者に対し、企業立地用地活用台帳への登録を案内して、順次登録をさせていただいているところです。

企業立地用地活用台帳は、企業立地の効率的かつ円滑な推進を図ることを目的としており、市内で企業等の立地を希望し、土地情報を求めている事業者との連携が速やかに図れるよう、誘致可能な土地の台帳を整備するもので、今年度については候補地を選定して進めたことにより、11月末現在で43筆の台帳登録をさせていただき、企業等の立地を検討している事業者へ、ある程度まとまった土地の情報が提供できるようになってきた状況です。

御質問の2点目、企業進出に関する問合せ件数についてでございますが、令和6年第4回定例会以降、今年度11月末現在で、直接市役所へお問合せを受けたのは9件、岐阜県企業誘致課から照会により報告したのが27件あります。そのうち、山口市が提供している企業立地情報に関する問合せは12件です。

御質問の3点目、本市の企業誘致の方針についてでございますが、山口市では企業誘致に関わる土地の買収、工場用地等の造成は行っておらず、企業等の立地を検討されている事業者のニーズに合わせた候補地の紹介、地権者との連絡調整等を行い、企業を支援することで企業誘致を進めております。

また、道路拡幅、ライフライン等の整備についても、進出してくる企業のニーズに合わせて整備を検討していく方針です。

土地開発公社についても方針は同様であり、事業者と土地所有者との連携を図ることで企業を支援し、企業誘致につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） 事業者と土地所有者との連携を図ることで企業を支援して企業誘致につなげたいとの回答でしたが、なかなか結果が出ていないような状況だと考えておりますので、それを踏まえて再質問をいたします。

以前、企業誘致を図るために人事交流で職員派遣をしていたが、現在はどうなっているか。

また、派遣された職員のノウハウを生かされ企業誘致が行われているか、企業誘致を積極的に推進するために、職員が企業訪問し、企業誘致を図ることが考えられないか。

もし人材不足であれば、地方公共団体への人材派遣を支援する地方創生人材支援制度を活用し、国家公務員、大学研究者、民間等の人材が、市町村の補佐役として派遣されるシステムを利用して企業誘致を推進できないのか。

副市長にお尋ねします。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再質問にお答えいたします。

1点目の職員派遣の現状についてでございますが、市長部局の人事交流におきましては、県と岐阜市との間で1名ずつ行っており、別途、県へ研修生として1名、災害の支援として2市町へ1名ずつ派遣しているのが現状でございます。

過去にはこれ以外に、内閣府本省、中部経済産業局、岐阜国道事務所のほか、岐阜県後期高齢者医療広域連合や、岐阜県市町村振興協会の市町村研修センターなどへ派遣していた実績がございます。

なお、岐阜市との人事交流を始めた平成24年度になりますが、そのときには企業誘致を所管する部局へ派遣いたしておりましたが、現時点で直接そうした企業誘致の部局へ派遣している職員はございません。

ただ、こうした人事交流におきましては、関係機関と顔の見える関係づくりというのが大きな効果の一つであると考えておりまして、今後の情報交換等により、企業誘致等にもつながっていくこともあるものかと期待いたしておるところでございます。

2点目の職員による企業訪問についてでございますが、かつては職員が市長に随行して訪問していたこともございました。当時から随分と職員数は減少している中で、そうした取組を全面的に否定するつもりはございませんが、むしろ、個別に企業訪問をしておられる商工会の経営指導員の方との連携のほうが大切ではないかとも考えられるところでございます。

そのため、今後につきましては、経営指導員の方からの意見を能動的に聞き取るようにしてまいるとともに、必要に応じて、要請があれば職員も随行するようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、議員御発言の地方創生人材支援制度の県内での活用状況についてでございますが、ここ2年間、県内では実績はないものの、3年ほど前、飛騨市だとか海津市での事例が紹介されております。両市はともに民間の専門人材の活用でございますが、本年度、内閣府が公表しております39の協力企業を拝見する限りでは、企業誘致を主眼とされている企業は見当たらないようには感じるところでございます。

ただ、こうした国の人材支援制度につきましては、これ以外にも地域活性化起業人ですとか、地域プロジェクトマネージャー制度など、様々な制度がほかにもございます。御質問のように、必ずしも人材が豊富とは言えない山縣市におきましては、こうした制度の活用は欠かせないものでもございますので、企業誘致に限らず、様々な施策の推進において、適宜、適切に活用してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） 回答いただきましたが、内容的には企業誘致のほうになかなか前向きでないような回答にも思えます。

それを踏まえまして、先ほどまちづくり・企業支援課長の答弁にありました、直接の問合せが9件、市がホームページ等に出している企業立地情報について12件というのが、本年度1年であったということですが、それを踏まえまして市長に再々質問いたします。

本年8月30日に、岐阜新聞に東から西へ、東海環状自動車道、インターチェンジジャンクションを通る首長メッセージに、林市長は「このたび、開通により、本市は名神高速道路に直結し、関西圏へのアクセスが飛躍的に向上します。このチャンスを最大限に生かし、さらに地域経済が活性化するよう取り組んでまいります」とコメントされてお

りますが、どのような取組をされるのか、また企業立地に取り組まれるのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（古川雅一） 林市長。

○市長（林 宏優） 再々質問にお答えします。

企業誘致につきましては、当初、担当者からまちづくり・企業支援課という形を整えてまいりました。

そして、今回の一般質問で確認をさせていただきました中で、それぞれの進出を希望してみえます事業者にもう少し具体的に寄り添って、説明をしながら進めることが、これから大切ではないかと考えておりますので、もう少し具体的な方法を担当課とも協議しまして進めていきたいと思っておりますし、また、そうした中で、問合せがあったときに、私のほうにも情報を共有させていただいて、昨年、インターの周りですとかバスターミナル周りの地権者の皆さんの意見を、字別に聞いた表もございますので、そういったことを踏まえながら、担当課とそれぞれの事案について、個別に前向きに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川雅一） 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） 質問を変えます。それでは、2問目に行きます。

子どもの居場所づくりについて。

子供たちは、学校でもタブレットパソコンを利用し、家庭内でもスマートフォンやSNSの利用が一般化している状況にあります。

学校教育課の資料では、通信型ゲーム機の平日3時間以上の利用が、小学校5年生では15%、6年生では25%程度となっています。

家庭での1人遊びやネット上での友達との交流が増えていることに対する保護者の不安を耳にすることも少なくありません。ゲームやSNS以上に子供を引きつけられる遊びであったり、実際、友達と一緒に活動し合ったりする場や、時間があればと思う今日この頃でございます。

そうしたところ、9月23日の中日新聞に、放課後の教室を活用し、地域住民を講師として、子供の表現力や想像力を育むアトリエ教室が伊自良南小学校で始まったという記事が掲載されました。これは放課後の子供の新たな居場所をつくるという目的で、無料の教育サービスとして全国でも珍しい取組であるようですが、本事業の意味や、具体的な進捗状況について、生涯学習課長にお伺いします。

○議長（古川雅一） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 御質問にお答えします。

放課後の教室を活用し、地域住民を講師として子供の表現力や想像力を育むアトリエ教室の意味や、具体的な進捗状況についてでございますが、アトリエ教室は、子供たちが安心して過ごせる、学校の放課後空き教室を利用し、地域の方を講師として、芸術的、文化的な体験など、ふだんの授業では体験できない活動を通じて、子供たちの感性を育む新しい形の居場所づくりを目指しています。

具体的な進捗状況でございますが、アトリエ教室につきましては、効果的な仕組みを研究するために、伊自良南小学校を会場に生涯学習課が実施し、2年目でございます。

本年度は市内に拠点を置くNPO団体の代表者に講師を依頼し、綿から糸を紡ぎハンドストラップを作る教室を、昨年度は市内在住の画家を講師に迎え、透明傘に思い思いの絵を描くアンブレラアート創作教室を、それぞれ4回にわたって開催したところでございます。

今後のアトリエ教室事業ですが、地域に精通した団体と連携を図り、子供たちが興味を持つ体験活動を提供できる講師の発掘や、地域住民からのボランティアなど、人材確保を図り、多くの小学校で、子供たちが安心して過ごせる居場所が確保できるよう、検討してまいります。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） それでは再質問いたします。

新たな子供の居場所が学校内にできるという回答でしたが、これまでに放課後の子供の居場所として、放課後子ども教室や放課後児童クラブがあったと承知しています。

今年度から、放課後児童クラブが子育て支援課から生涯学習課に所管替えされていることや、新たに改定された山県教育ビジョン2025にもアトリエ事業として重点施策に位置づけられていますが、新たな山県の教育について、教育長のお考えを伺います。

○議長（古川雅一） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 再質問にお答えします。

放課後の子供の安心・安全な居場所としての放課後児童クラブの登録状況は年々増加し、今年度、268人の登録があり、全体の3割強の利用があります。

他方、小学3年生を対象にした国語や算数の自主学習を行う放課後子ども教室は、108人の登録で、3年生全体の7割を超え、教育へのニーズが高い状況にあると捉えています。

教育委員会では、子供の放課後の居場所と教育サービスを機能的に連携させ、子供や

保護者のニーズに合った教育の機会が提供できるよう、今年度より放課後児童クラブの所管を教育委員会に移しました。そのことによって、これまでの活動内容に加えて、アトリエ教室のコンセプトでもある、学校の授業では取り扱わない内容も含め、教育的に価値がある活動を、放課後の学校という公共の空間で実施し、地域ぐるみで運営していく新たな仕組みを研究しながら、子供を中心にした生涯学習の形をつくり出したいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） それでは再々質問をいたします。

地域みんなの学校が、伊自良南小学校で実施されています。ほかの各小学校地域での、いろいろな考え方の差があると思いますが、それぞれの地域でこういった進め方、また周知をされていくのか、教育長のお考えをお聞きし、また、アトリエ教室、地域みんなの学校の授業が、多くの子供たちの居場所になるよう期待しております。

それで質問を終わりますので、よろしくお願いします。

○議長（古川雅一） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 再々質問にお答えします。

伊自良南小学校で実施したアトリエ教室は、実現の可能性と、運営上の課題を把握するためのものであり、次年度からは、各学校において、学校運営協議会等での熟議を経て、できそうな学校から、できる内容で、順次進めていく計画です。

地域でつくる放課後の学校という、前例のない夢のある挑戦になると思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○13番（武藤孝成） ありがとうございました。

○議長（古川雅一） お疲れさまでした。以上で武藤孝成議員の一般質問を終わります。

○議長（古川雅一） これで、本日予定しました一般質問は全て終了いたしました。19日は、午前10時から会議を再開します。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時19分閉会

令和7年12月19日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第5号 12月19日(金曜日)

○議事日程 第5号 令和7年12月19日

- 日程第1 議第113号 令和7年度山県市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議第114号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第3 質 疑
- 議第113号 令和7年度山県市一般会計補正予算(第6号)
- 議第114号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第4 常任委員会、特別委員会委員長報告
- 議第102号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第104号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
- 議第105号 山県市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議第106号 山県市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議第107号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第108号 山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第109号 令和7年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第110号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議第111号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議第112号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第5 委員長報告に対する質疑
- 議第102号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第104号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について

- 議第105号 山県市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議第106号 山県市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議第107号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第108号 山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第109号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第110号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第111号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第112号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第6 討 論

- 議第102号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第104号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
- 議第105号 山県市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議第106号 山県市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議第107号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第108号 山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第109号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第110号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第111号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第112号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第113号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第114号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第7 採 決

議第102号	山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
議第103号	山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
議第104号	山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
議第105号	山県市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第106号	山県市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
議第107号	山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第108号	山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議第109号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第110号	令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第111号	令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第112号	令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第113号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第114号	令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）

○本日の会議に付した事件

日程第1	議第113号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第6号）
日程第2	議第114号	令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第3	質 疑	
	議第113号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第6号）
	議第114号	令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第4	常任委員会、特別委員会委員長報告	
	議第102号	山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
	議第103号	山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
	議第104号	山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
	議第105号	山県市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

- 議第106号 山口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議第107号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第108号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第109号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第110号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第111号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第112号 令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第5 委員長報告に対する質疑

- 議第102号 山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第104号 山口市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
- 議第105号 山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議第106号 山口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議第107号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第108号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第109号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第110号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第111号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第112号 令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第6 討 論

- 議第102号 山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第104号 山口市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について

- 議第105号 山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議第106号 山口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議第107号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第108号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第109号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第110号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第111号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第112号 令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第113号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第114号 令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第7 採 決

- 議第102号 山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第103号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第104号 山口市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
- 議第105号 山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議第106号 山口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議第107号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第108号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第109号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第110号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第111号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第112号 令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第113号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	曾我聖
企画財政課長	宇留野公男	税務課長	安達俊樹
市民環境課長	服部裕司	福祉課長	武藤達也
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援課長	正治裕樹
農林畜産課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	丹羽竜之	学校教育課長	鷺見亮
生涯学習課長	大西義彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	谷村政彦	書記	大野幹根
書記	相川英里		

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議第113号及び日程第2 議第114号

○議長（古川雅一） 日程第1、議第113号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第6号）、日程第2、議第114号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）、以上2議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） 改めて、おはようございます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明申し上げます。

これは、いずれの補正も国の強い経済を実現する総合経済対策を活用しようとする趣旨のものでございます。

各種施策は、物価高対策としての一部ではございますが、市民の皆様に対し、一刻も早く推進しようとするための補正予算ということでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、資料ナンバー6をお願いします。

資料ナンバー6、議第113号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第6号）は、1億1,206万3,000円を追加し、予算の総額を159億3,037万7,000円とするほか、繰越明許費の補正をしようとするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

民生費の5,969万3,000円は、物価高の影響を受けている子育て世帯に対しまして、物価高対応子育て応援手当を支給するため追加しようとするものでございます。

給付の対象者は、平成19年4月2日から令和8年3月31日までに出生した児童を養育する父母等で、児童1人当たり2万円を支給するものでございます。

予算額といたしましては、2,920人分の手当と129万3,000円の事務費等を見込んでおります。

次に、衛生費2,900万円は、物価高騰下での生活者支援の一環といたしまして、上水道の基本料金を2か月分減免するため、水道事業会計へ補助しようとするものでございます。

具体的には、来年2月に検針をいたしまして請求しようとする本年12月と来年1月の基本料金でございまして、官公庁分を除く1万233件分を見込んでおります。

次に、9ページをお願いします。

教育費2,337万円は、物価高騰下において、新しいステージでの新生活をスタートすることとなる児童を持つ子育て世帯への応援金を追加しようとするものでございます。

具体的な金額は、来年度に小学校へ入校予定の児童につきましては1人3万円、本年度に小学校を卒業する児童には1人4万円、本年度に中学校を卒業する予定の児童には1人5万円を、それぞれ児童を養育する保護者等へ支給しようとするもので、事務費等69万円も計上いたしております。

各児童は、新たにランドセルや通学服、通学費や学用品などが必要となる年代でもあります。各児童と御家庭の状況に応じて使っていただけるよう、市からはそれぞれ使い方を特定せず、応援金として支給しようとするものでございます。

続いて、4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正は、物価高対応子育て応援手当において、対象児童が令和8年3月31日までの出生児童となることから、今年度内に完了することができない見込みであるため設定しようとするものでございます。

なお、10ページから12ページの補正予算給与費明細書は、各事業に係る報酬や時間外勤務手当の増額の明細書でございます。

次に、13ページをお願いします。

議第114号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入において、営業収益を2,900万円減額し、営業外収益を2,900万円増額するものでございます。

これは、先ほど一般会計補正予算で御説明いたしました上水道の基本料金分を減免するため、一般会計から繰入れを見込む一方、給水収益を減額しようとするものでございます。

なお、本市の重点支援地方交付金の交付限度額につきましては、一昨日の12月17日に国から通知を受けたところでございます。これによりますと、食料品特別加算分の9,899万8,000円を含めた推奨事業メニュー分といたしましては、総額で3億4,521万円となっております。

ということから、今般の補正で予算計上いたしました以外の分につきましては、既存の予算に充当できる部分を除きまして、今後、より効果的な施策を検討しながら、なるべく早い時期に補正予算をまた編成させていただきたいと考えておるところでございます。

提案説明は以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

日程第3 質疑

○議長（古川雅一） 日程第3、質疑。

ただいまの市長提出議案、議第113号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第6号）及び議第114号 令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。

発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第113号及び議第114号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第113号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第6号）及び議第114号 令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。したがって、議第113号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第6号）及び議第114号 令和7年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第4 常任委員会、特別委員会委員長報告

○議長（古川雅一） 日程第4、常任委員会、特別委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 武藤孝成議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（武藤孝成） それでは、議長より指名をいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、12月11日午前10時から開催し、審査を付託されました議第102号及び議第103号、議第108号の所管に属する条例案件3件を議題とし、審査を行いました。

採決の結果、付託されました議第102号及び議第103号、議第108号の3議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 加藤義信議員。

○厚生文教常任委員会委員長（加藤義信） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月12日午前10時から開催し、審査を付託されました議第104号から議第107号までの所管に属する条例案件4件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第104号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例についてでは、市が在庫として抱えている収入証紙はどのような扱いになるのか、議第105号 山県市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議第106号 山県市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、議第105号は児童福祉法に基づく基準、議第106号は子ども・子育て支援法に基づく基準となっているが、基づく法律が異なる理由はどのようなか、基準を定めるに当たり、どの程度の利用者を想定しているのか、必要となる専門家の確保は可能か、などの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第104号から議第107号までの4議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

予算決算特別委員会については、全議員で審査を行いましたので、配付の委員長報告書をもって委員長の報告といたします。

日程第5 委員長報告に対する質疑

○議長（古川雅一） 日程第5、委員長報告に対する質疑。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終

結いたします。

日程第6 討論

○議長（古川雅一） 日程第6、討論。

これより議第102号から議第114号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

操 知子議員。

○10番（操 知子） 議第109号、令和7年度山口市一般会計補正予算、農林水産業費、林業費、林業振興費について、予算委員会において質疑をしましたので、その件に関して討論を行います。

こちらの件におきましては、現状の生息数、有害鳥獣被害数についてお尋ねし、その御答弁をいただくまでの流れにおいて予算名目についてお尋ねすることになりました。そもそも個体数調整の予算下には、環境省、農林水産省のものがあるかと思いますが、今回の補正予算では、森林環境税を活用し、山口市鳥獣被害防止計画の目標である年平均600頭を達成するための予算でありました。

結果、近年は捕獲の間隔が5年から一、二年へと変動しているとの御答弁をいただきました。生態系管理、人身安全確保とともに、引き続き農林水産業被害の防止に努めていただきたいと願います。

以上です。

○議長（古川雅一） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第7 採決

○議長（古川雅一） 日程第7、採決。

これより採決を行います。

議第102号 山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第103号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第104号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第105号 山県市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第106号 山県市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第107号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第108号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第109号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第5号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第110号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第111号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第112号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第113号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第6号）、お諮りいたします。
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第114号 令和7年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和7年山県市議会第4回定例会を閉会とします。大変御苦労さまでした。

午前10時21分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 古 川 雅 一

11 番 議 員 山 崎 通

12 番 議 員 吉 田 茂 広